

2013（平成 25）年度

年度計画

自 2013（平成 25）年 4 月 1 日

至 2014（平成 26）年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

目 次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置等	1
【1】 現状認識	1
【2】 2013 年度の取組み	1
【3】 具体的措置等の内容	4
○ 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援	4
○ 対日投資拡大	23
○ アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等	27
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	40
【1】 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等	40
【2】 費用対効果の分析への取組み	40
【3】 柔軟かつ機動的な組織運営	41
【4】 民間委託（外部委託）の拡大等	41
【5】 意契約の見直し	41
【6】 業務・システムの最適化	41
III. 財務内容の改善に関する事項	42
【1】 自己収入拡大への取組	42
【2】 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	42
【3】 資産の有効活用等に係る見直し	42
IV. 予算、収支計画及び資金計画	43
V. 短期借入金の限度額	43
VI. 重要な財産の処分等に関する計画	43
VII. 剰余金の使途	43
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	43
【1】 施設・設備に関する計画	43
【2】 人事に関する計画	44
【3】 積立金の処分	44
【4】 中期目標期間を超える債務負担	44

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

【1】現状認識

我が国経済再生に向けた取組みの強化が求められる中で、貿易と投資の振興を担うジェトロへの期待は益々高まっている。

新興国の成長を積極的に取り込もうとするなど、我が国企業の海外展開の動きも加速化している。経験、ノウハウに乏しい中小企業など支援対象の裾野拡大が求められており、国際的なサプライチェーンの展開、海外ビジネスリスクの顕在化などを背景に、企業のニーズも多様化している。

さらに、我が国の産業立地競争力の強化を図りつつ、対日投資を促進することの重要性も高まっている。

また、経済連携など我が国通商政策の企画、実施等への貢献という面でもジェトロの役割は大きくなっている。

【2】2013年度の取組み

第三期中期計画の3年目に当たる2013年度においては、引き続き中期計画で掲げられた定量目標を着実に達成するとともに、定量的な指標によっては的確に評価できない事業に関しても、中・長期的視点に立って実施することとする。

また、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（本年1月）、平成24年度補正予算を踏まえ、支援の拡充に当たっては、ジェトロへのノウハウの蓄積を図りつつ、外部人材の更なる活用を進める。

（1）中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

①基本的考え方

- ・企業の海外展開の段階、ニーズに応じた支援を行い、特に有望な案件については、発掘から成約まで一貫して支援する。
- ・外部人材の活用などによる支援体制の充実、広報強化、関係機関との連携などを図り、これまで海外展開を行ったことがない企業を含め、ポテンシャルのある企業を支援する。
- ・我が国企業の商品、サービスの魅力を象徴する「クール・ジャパン」の更なるイメージ向上に各事業をつなげるとともに、これを活用し、各事業を効果的に進める。また、例えば、食品と食器、外食サービス、ヘルスケア・サービスと医療機器など、部横断的な連携を図ることにより、効果的な需要開拓を図る。
- ・東日本大震災からの復興に資するため、被災地域の企業の販路開拓を支援する。特に、福島県の中小企業等、東日本大震災による罹災証明書または被災証明書を有する中小企業等については、引き続き自己負担の軽減を図る。

②具体的取組み

1) 分野別の取組み

- ・農林水産物・食品分野においては、新たに10億円規模の予算措置が講じられたことも踏まえ、輸出促進本部をプラットフォームに関係省庁・機関と連携し、優先7品目を始めとする各分野・各地の取組みを強化する。成功事例の創出に努め、成功に至るノウハウの共有を進める。また、輸出先の制度、運用の改善にも資するべく、情報収集、提供を強化する。
- ・サービス産業においては、昨年秋に開始した個別企業支援を着実に進める。分野については、流通・小売業、外食産業等に加え、医療・介護などのヘルスケア分野にも重点を置く。生活文化産業については、販路開拓に有益な人脈を新たに発掘すべく、海外現地の有力ネットワークの取込みを強化する。また、物販とサービス分野の連携に力を入れる。
- ・機械・環境産業においては、防災関連機器などの新分野、中東などの新市場の開拓、輸出企業の裾野拡大を強化する。また、イノベーション促進の観点から行う支援については、情報提供、助言などソフト面の対応に重点を置く。インフラ・プラントビジネスについては、ジェトロが強みを発揮できる案件、分野において、情報提供、相手国政府への働きかけなどを行う。

2) 分野横断的な取組み

- ・在外公館や商工会議所等と連携し、現地のビジネス環境の改善に向け、相手国への働きかけを行う。また、他の組織、機関の知見、ネットワークや、現地の民間サービスプロバイダーのノウハウ、サービスも効果的に活用し、海外事務所が中核となって、現地における日本企業支援体制の強化（プラットフォームの充実）を図る。
- ・日本企業の関心は高いものの、工場等の立地環境が整っておらず、民間企業等の取組みのみでは十分に進まない場合には、工業団地、周辺インフラの整備に向け、現地（地方）政府への働きかけなどを行う。
- ・BOP層およびボリュームゾーン開拓のため、情報提供、個別案件相談などの対応を行うとともに、その成果の普及に努める。
- ・日本（クール・ジャパン）というブランド、イメージが十分には浸透していない新興国市場等において、見本市や展示会等において情報発信を行い、日本のブランド価値、イメージを高める。

3) 海外情報の提供

- ・海外情報の収集、分析、提供の方法、タイミング、範囲については、引き続き企業ニーズに則して的確に対応する。リスク情報については、これまで以上の掘下げを行う。また、中国企業、韓国企業の海外での動きについてベンチマーク調査を実施する。情報提供に当たっては、政府関係金融機関、地方銀行、商工会議所など外部機関との連携も進める。
- ・各種相談においては、事案、ノウハウ等の共有に努め、迅速かつ的確な対応を図る。

4) グローバル人材の活用・育成

- ・新興国市場への進出を検討する中堅・中小・小規模事業者を支援するため、ビジネス経験豊富なシニア人材等の専門知識・ノウハウを活用する。また、引き続き、国内外のネットワーク等を活用し、若手ビジネスパーソン・学生をインターンとして新興国の企業、政府関係機関等に派遣し、その育成を図る。

(2) 対日投資促進

- ・対日投資促進の中核機関として、情報の提供、各種サポートなどを行い、案件の具体化を図る。
- ・アジア拠点化立地推進事業（立地補助金）、「アジア拠点化推進法」のほか、対日投資支援に活用し得る各種支援ツールを活用し、グローバル企業の国内への立地を促す。
- ・環境・再生可能エネルギー、医療、観光などの分野や雇用効果の高い案件の誘致に重点を置く。
- ・海外の貿易投資支援機関との連携を図る。相手国から我が国への輸出を将来的な対日投資につなげるよう努める。
- ・欧米のみならず、アジアなどにおいても、積極的に発掘活動を行う。
- ・各種行政手続き支援を含め、対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）におけるサポートの充実を図る。
- ・関係府省と連携し、東日本大震災の被災地への外国企業の投資の促進に取り組む。
- ・日本の産業立地競争力の向上に資するため、ジェトロが支援した外国企業の意見を集約し、我が国の投資環境改善に向けた課題の整理、提言を行う。
- ・各種事業を実施する際、政府、自治体のトップセールスと組み合わせるなど、関係機関等との連携を図る。

(3) 通商政策への貢献等

①調査・研究

- ・国際機関、外部研究者との共同研究を進め、国際シンポジウム、セミナーや、ウェブサイト、出版物等を活用し、一層の成果普及を図る。
- ・日EU・EPA/EIA、RCEP、日中韓FTA、日トルコEPAを始め、二国間や地域レベルの各種経済連携について、交渉前、交渉中、それぞれの段階において必要な調査を行い、我が国政府、産業界関係者への情報提供、相手国政府、産業界関係者への情報提供、働きかけを行う。
- ・アフリカ、中東地域の研究体制、情報提供の拡充を図る。

②途上国のビジネス開発

- ・2013年6月開催予定のTICAD Vの機会を捉え、日本企業の調達先多様化も視野に、日本とアフリカ諸国の経済交流の促進を図る。（1.の日本企業の海外展開支援として）環境、インフラ、BOP ビジネス分野などにおける対アフリカビジネスを支援する観点からも、

TICAD V の機会を活用する。

- ・経済連携協定等に基づく事業を着実に実施する。

③我が国の立場、魅力に関する情報発信

- ・東日本大震災後の日本の復興状況など日本経済の強みや底力を示す情報、日本の国際貢献、日本の魅力、諸問題に関する日本の立場、メッセージを英文により発信する。
- ・ミラノ国際博覧会（2015 年）の実施機関として、経済産業省、農林水産省と連携し、準備に万全を期す。

【3】 具体的措置等の内容

○中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

●産業別海外展開支援

1. 農林水産物・食品

（1）基本方針

ジェットロでは2012年1月「農林水産物・食品輸出促進本部」を立ち上げ、本部・国内外事務所が一体となって関係省庁とも緊密な連携をとりながら、農林水産物・食品の輸出促進に取り組んできた。相談・支援体制の強化、商談機会提供事業（海外見本市出展、海外バイヤー招聘商談会 等）の拡充等を通じ、輸出に関心を持つ事業者の裾野は着実に拡大している。一次産品生産者、JA 等これまで輸出への取組みが限定的であった事業者も積極的にジェットロ事業を活用するようになってきている。

この一年、全国各地域で地域の特性に応じた多様な農林水産物・食品輸出の取組みが見られるようになっており、今後は、こうした中から多くの成功事例を生み出し、広く普及し、更なる輸出の取組みの拡大に結び付けていくことが重要である。

また、2013 年度は、農林水産省のジェットロ向け補助事業（輸出総合サポートプログラム（10 億円））が概算決定され、これまで以上に政府との連携を緊密化して、輸出促進に取り組んでいく。

具体的には、この一年間の成果および事業を通じて明らかとなった数々の課題を踏まえ、以下のポイントを基本方針として取り組む。

- ① 輸出に初めて取り組む事業者の割合が高いという農林水産・食品分野の状況を踏まえ、事業者の輸出スキルの向上支援、事業者が必要とする海外情報の収集・発信を積極的に行う。
- ② ジェットロ事業に参加する海外バイヤー数の更なる拡大の必要性、他国産競合品による海外日本産品市場の侵食といった状況を踏まえ、海外ビジネス関係者への日本産食品の魅力、価値（品質の良さを単にアピールするだけでなく、製法の違い、現地に合った料理法、歴史等の文化的背景など多様な価値）の発信を強化する。

- ③ 一部市場への輸出集中による価格競争化という状況を踏まえ、新市場の開拓の観点も含め、効果的なビジネス機会の提供に取り組む。
- ④ 農林水産物・食品輸出に顕著な物流コスト問題に対応するため、共同輸出による物流コスト組成モデルの構築に取り組む。

(2) 活動方針

今年度の活動方針として、以下に重点をおいて事業実施に取り組んでいく。

①輸出に取り組む事業者のスキルアップ支援の充実

各地でのセミナー実施、商談会の積極的開催等を通じ、事業者の裾野は拡大したが、一方で、他分野と比較しても、輸出に関する事業者の意識、準備状況が十分でない状況が見られ、海外バイヤーからも指摘を受けている。

来年度は事業実施や調査を通じて得られた情報・ノウハウを基に、目的別セミナー（入門、商談スキル、国別、品目別）を全国で計画的に実施する。

②海外情報の収集・分析と積極的発信

輸出に取り組む事業者が、輸出ビジネスに必要な現地の輸入制度、マーケット情報、商慣習等を知らずに商談にのぞんでいるケースが多いことから、海外の制度調査、消費者調査、流通調査等を継続的实施し、ウェブサイトやセミナー等で積極的に発信する。

また、将来的なマーケット開拓のために、ハラルやコーシャなど新たな切り口での市場可能性調査を実施するほか、味覚嗜好調査等新たな分野の情報収集も行う。

③海外のビジネス関係者（バイヤー、外食業者、小売業者）向け日本産食品の魅力・価値の発信

商談事業の量的拡充に伴い、日本産農林水産物・食品に関心を持ち、商談会等に参加する海外バイヤーが枯渇していること、韓国、台湾等競合品の品質向上、円高、原発事故関連規制により、日本産品が棚からおちるケースも見られることから、世界 10 以上の国・地域で海外ビジネス関係者を対象とした普及啓発セミナーを開催し、競合品との品質の違い、料理法、製法、素材、歴史等日本産食品の魅力・価値を伝達する。

④効果的な商談機会の提供

来年度、一層の商談の質の向上をはかるために、新規バイヤーの発掘、商談前の双方の情報交換の徹底、事業者に対する商談前後のケアの充実をはかる。

また、日本産農林水産物・食品の人气が高く、輸入も比較的行いやすい香港、台湾、シンガポールなどでは、日本各地からの売り込みが集中し、日本産品に飽和感が出て、価格競争になっている状況が見られる。バイヤーにとって魅力あるものとなるよう、各海外市場の状況を踏まえ、品目別アプローチなど戦略的に事業を実施する。

⑤共同輸出による物流コスト低減のモデル構築

今年度、ロジスティクス研究会で、賞味期限、少量多品種等、食品ならではの要因により、流通コストが大きくなっているとの課題が示された。来年度は課題解決に向けて、広く関係者を集め、共同輸出モデル実証事業の制度設計、実施・成果の普及を図る。

2. 生活文化・サービス産業

(1) 基本方針

国内市場が縮小するなか、海外に活路を見出す企業、海外展開に意欲ある企業に向けて次のとおり効果的かつ丁寧な支援を行なう。なお、東日本大震災で被災した企業へは、被災地域の活性化の観点から支援を継続する。

- ① 各産業分野で経験や知見のある外部人材を活用し、対象分野／有望市場を明確にしたワークショップ・個別相談会を広く展開、海外事業活動に取り組む企業の裾野を広げる。また、ユニークで機能的に優れた商材を持ちポテンシャルが高いと判断される輸出有望企業、流通・小売業、外食産業など海外展開意欲の高いサービス関連企業については、外部人材の知見に加え、ジェトロのネットワーク・人材を活用した情報提供、展示会出展などの支援を個別・効果的に投入し、早期の成果獲得を目指す。
- ② 世界のバイヤーが集う有力展示会への出展支援を行うとともに、展示会主催者との関係も強化し、新たな人脈の開拓に向けたネットワーキングに取り組む。新興市場については、中東、中南米などからバイヤーを招へいし、海外調査部などと連携して、効果的に当該市場への日本企業の関心喚起を図る。アジア・キャラバンについては、中国に加えASEAN への展開を本格化させる。
- ③ 親和性が高いとされる高品質・高付加価値でユニークな日本の製品、あるいは日本食とサービスの一体的な売り込みに取り組む。その際、すでに消費財の販路開拓等で得られたネットワークをサービス産業分野への有効活用を図るほか、医療・介護などのヘルスケア分野などに対しても支援を行う。

(2) 活動方針

2013 年度は、上記の基本方針を踏まえ、以下のとおり各産業分野において中小企業等の海外展開を支援する。また、事業の展開にあたってはこれまでのクール・ジャパン戦略推進事業をフォローし、政府が推進するクール・ジャパン戦略の一端を担うべく取り組む。

①欧米マーケットにおけるブランド発信強化と新ビジネスの開拓

ブランド発信で有効な欧米の有力展示会へ参加し、世界から集うバイヤーとの商談、継続的な取引先の確保に努めるとともに、展示会主催者との連携を促進し、新たなビジネス

ネットワーキングを構築して新ビジネスの開拓に取り組む。

とりわけ、2013年度パリでは9月のメゾン・エ・オブジェ（デザイン産業分野）、パリコレ（ファッション産業分野）出展の機会を捉え、主催者・現地業界関係者の協力を得て、これまで接点を得ることが難しかった有力バイヤー、プレスクリプター、インテリアコーディネーターやマスメディア等へのプレゼンテーション、ネットワーキングの場を設け、ビジネスの創出を図る。さらには、音楽ライブなど、同時期に異業種分野で複合的に開催するべく働きかけることで、9月のパリを、ジャパンプランドの発信、ビジネスの促進を図るためにプレイアップする。そのほか、デザイン（NY 国際現代家具見本市、NY NOW）、ファッション（パリアパレル）、コンテンツ（カンヌ・フィルムマート、American Film Market、香港フィルムマート、MIDEM、GameConnection）と各分野の有望マーケットへの出展を支援、来場する新興国バイヤーも含めて商談を促進し、ネットワーキングを行うほか、ニューヨークではテキスタイルの展示会会期にあわせて単独商談会を設定する。

なお、被災地企業については海外見本市出展に際し、引き続き出展費用を補助することとし、被災地の復興に向けた取り組みを後押しする。

②中国・ASEANにおける新たなビジネス拠点の構築

中国・ASEANの成長を日本経済の活性化に取り込むべく、アジア・キャラバン事業をさらに工夫・充実させて行う。

中国については、上海の常設展示場をベースとした事業形態が3年を経たことを一区切りとし、Webサイト上での新たなビジネスプラットフォームの構築を目指すとともに上海、北京といった大都市のほか、広州、さらには内陸都市での商談会に加えて、現地の有力な商業施設等と協力し、売れる現地のネットワークを活用した販売促進・代理店確保を目指す。また、理・美容業と化粧品、あるいは酒器と日本酒など、物販とサービス産業、あるいはデザイン製品と農水産・食品分野など、高い関連性を持つ分野同士を連携させた複合的売込みを目指す。

一方、ASEANについては、同地域の成長性や中国リスクの分散先としての関心が高まっていることから、タイ、マレーシアのほか、2013年度は新たにシンガポールおよびインドネシアでも展示・商談会を開催することとし、ASEANキャラバン事業として積極的な市場開拓を目指す。その際、ASEANは、各国の特性に沿った分野・手法での事業展開を図る必要があることから、年度を通じた支援として一括して参加企業を募るものの、生活雑貨、日用品分野はタイ、マレーシア、インドネシア、建材・インテリア分野は有望市場であるシンガポールでの展示・商談会を開催など、国内外のコーディネーターの専門的知見を得ながら、各国事情に応じた丁寧な準備・商談フォローを行う。加えて、SNSを活用したマーケティングも実施し、その効果について検証する。また、バンコクにおいては音楽業界の要請を踏まえ、消費財と音楽の連携事業を実施、音楽ライブの開催に加え、日本の音楽関連企業と、現地のプロモーター等音楽業界関係者との商談を計画する。

③新興国マーケットへの日本企業の関心を喚起

市場規模が拡大、あるいは新たな市場が見込まれる地域でありながら、比較的日本の消費財の存在感が小さい地域については、当該地域からバイヤーを招聘することにより、まずは日本においてその潜在する市場、市場への関心を喚起する機会を演出する。2013年度については、女性の社会進出に伴い拡大し、かつ2012年度クール・ジャパン戦略推進事業との連携が可能なサウジアラビアをはじめとする中東の女性市場、日系人の集積・貢献により日本への親近感があり FIFA ワールドカップやオリンピックを控え観光業への投資も進むブラジルをはじめとした中南米のホテル&レストラン関連市場に着目し、日本企業の当該市場開拓に向けた意欲を喚起、将来的な成果の獲得の契機とする。

また、海外バイヤー招聘については、ファッションやコンテンツなどの国内業界が関与する日本での見本市の支援といった観点も入れながら、JFW（ファッション）、東京国際映画祭フィルムマーケット（映画）、東京アニメフェア（アニメ）、Tokyo Game Show（ゲーム）などの見本市に合わせ行う。さらには、事務所を新設する山梨県、MOUを結んだ兵庫県など、地方の産地での商談会を組み合わせ、広く日本を理解してもらう機会として活用する。

④サービス産業支援を強化、他分野との連携を迫る

海外進出意欲が高いにも関わらず、許認可手続き、関連税制、有望市場の動向など最適な進出先を選定する情報が不足し、グローバル化に向けた難度が高いという認識が強いサービス産業に対し、一層丁寧に海外展開支援・情報提供を行う。

進出先としてニーズの高い中国・ASEANを中心にスタイルシリーズやサービス産業マップの充実を図るとともに、ミッションを派遣し、現地視察や進出パートナー候補とのネットワーキングなどの機会を現地で提供する。既に支援に取り組んでいる小売・流通、外食産業に加え、新たに付加価値の高い産業として富の創出が期待される医療・介護関連産業の国際展開支援を開始する。今後高齢化が進み、市場拡大が見込まれる中国のヘルスケア分野について調査・勉強会などを経て、当該分野のミッションを派遣することを目指す。また、流通・小売業、外食産業等は、消費財の輸出への派生効果が高い分野であることを認識し、他産業分野との事業の連携を積極的に行う。

実際に海外展開を検討している企業にとっては、法務・労務はじめ不動産、ビジネスパートナー候補など現地情報の幅広い収集が不可欠であることから、ジェトロのネットワーク・人材を活用し、ハンズオンで支援、ジェトロとしても情報を蓄積する。外食産業において進出意欲が高いバンコクにおいては、企業向けにテストキッチンを設け、試験販売等を通じて現地に合った商品開発・改良を取り入れる実践的なマーケティングの場を提供するとともに日本食材、厨房関連商材との連携した売込みの可能性を追求する。また、米国でのフランチャイズ展開への支援の可能性を探る観点から、フランチャイズ

ショウの機会を活用する。加えて、ASEAN での包括的なサービス産業振興の政策提言を目指す取り組みとして、シンガポールでシンポジウムを開催し、日本のサービス産業の展開に向けた土壌作りを目指す。

⑤ ワークショップ・個別相談会開催による支援企業の拡大

前年よりも大幅に規模を拡大し、全国を網羅するかたちで国内外のコーディネーターを活用したワークショップ・個別相談会を開催し、地域の企業の海外展開への関心を喚起し、支援企業の掘り起こしに取り組む。ワークショップ・個別相談会の開催に際しては、地方自治体や業界団体等および優良な潜在顧客を数多く抱える日本政策金融公庫や商工中金、日商、地方の金融機関などの地域拠点とも連携し、その取り込みを図る。また、支援企業の拡大に留まらず、海外展示会への出展支援に際しては、事前の商品選定はじめ値段設定、出展後には商談フォローアップの支援を行うほか、海外展開意欲の高いサービス関連企業とともに輸出有望企業への個別企業支援もあわせ行い、各企業のビジネスの進捗に応じた、発掘から成約まで一貫した支援体制を強固なものとする。

3. 機械・環境産業

(1) 基本方針

我が国のものづくり産業の中核である機械系の中小企業や、環境・エネルギー関連企業は、高い国際競争力を有する製品・技術を有しており、第 2 期中期計画以降、有望市場に向けた輸出を促進してきた。しかし、これら中小企業には輸出意欲はあるが、海外展開にまだ躊躇している企業が数多く存在する。

他方で、中小企業の中には、技術が正当に評価される欧米市場に活路を見出そうとしたり、海外の先進企業と組もうという動きを見せる企業も出ている。

我が国の地方の産業集積地域は、生き残りのために、海外の産業集積地との交流に引き続き取り組んでいるところもある。

インフラ・プラントビジネスの分野では、世界の新興・成長市場で依然として需要が拡大しており、日本企業の参入余地は引き続き大きい。

上記の背景を踏まえ、2013 年度は、以下の 4 点を基本方針として取り組む。

- ① 中小企業の海外販路開拓支援については、これまで支援してきた機械や環境・エネルギーの既存分野において、新規参加企業の発掘に重点をおいて事業を行うとともに、新たな分野の発掘に取り組む。また、新たな市場の開拓にも取り組む。
- ② 高度な技術を有する我が国中小企業が海外で新規ビジネスを構築する取り組みを支援する事業を実施する。BIC については、この中で新たな位置づけを行う。
- ③ 地域間交流支援 (RIT) については、産業集積地の中小企業群の強みと弱み、ニーズを

より具体的に把握し、交流の実があがるように支援するとともに、地域の自律的な国際化推進および海外ビジネス参入企業の裾野拡大に向けても取り組む。

- ④ インフラ・プラントビジネス支援については、分野・地域を絞りつつ、日本企業の応札につながるよう、またジェトロの強みが発揮できるよう、案件のステージに応じて事業ツールを機動的に活用する。

(2) 活動方針

上記基本方針を軸とした上で、大きく以下の5分野の事業プログラムを実施する。

なお、事業の実施に当たっては、MOU締結機関等とも連携して事業の相乗効果を発揮するとともに、輸出有望案件発掘支援専門家や2012年度にスタートした国内コーディネーターを積極的に活用し、輸出ポテンシャルのある企業を発掘、ジェトロ事業参加企業の裾野拡大や成果フォローアップを充実させる。

① 中小製造企業重点分野海外販路開拓支援

機械・部品の分野は、自動車産業をはじめとして、かつての系列間取引の仕組みが崩れ、これまで参入が容易でなかった中小企業にとっても新たな販路開拓のチャンスが増している。海外においても、こうした新規参入を目指した市場開拓の動きが活発化しているが、アジアや新興国市場の成長にともなう需要拡大とあいまって、我が国中小企業が販路を広げる可能性も拡大している。

こうした中、優れた技術や高品質の製品を持ちながら、国際市場でのプレゼンスの確立が遅れている素形材や航空機部品、大企業を中心に外需依存度が高く、業界全体に海外展開意欲が高いものの、中小企業でみると輸出に取り組む割合が数%にとどまっている工作機械の3分野を2013年度の重点分野と位置づけ、「Manufacturing Indonesia」の出展規模拡大や「パリ・エアショウ」への初参加、海外バイヤーの招聘と個別マッチング等を実施していく。

ライフサイエンス（医療機器、医薬バイオ）の分野は、引き続きアジア、北米の大市場開拓を継続しつつ、新たな市場として中東・中南米市場への切り込みを行うとともに、TICADVに関連して、アフリカの医療市場の開拓も行う。医療機器の分野は、実際に医療の現場で製品を使う医師や技師に日本製品・技術の秀逸さを知ってもらい、病院等での導入への素地を形成することが販路開拓の上で有効なことから、2013年度は今後の市場参入余地が大きい新興国等のオピニオンリーダー的立場にある医師等を日本に招聘し、病院視察や企業交流の機会を新たに作る。また、海外においても、シカゴで開催される学会併設の展示会「RSNA」に出展し、エンドユーザーにも広く訴求するなど工夫を凝らす。

東日本大震災を経験し、復興に取り組む我が国への注目が高まっている今、2013年度は免震技術や防災機器・システム等、中小企業が大半を占めるこの分野を新たに事業対

象として取り上げ、日本同様に地震等の被害が多く、我が国製品・技術への需要が見込まれる国等からバイヤーを招聘して商談をアレンジし、機械・部品輸出の裾野拡大にもつなげていく。

② 環境・エネルギー分野海外販路開拓支援

欧米等先進国だけでなく、新興国においても環境・省エネ機器市場が広がっている。米国・中国企業をはじめ同市場参入企業が増え、企業間の競争が激化している中、優れた環境技術、エネルギー効率の高い機器、新エネルギー技術・機器等を有する我が国企業にも大きなビジネス機会が巡って来ており、海外販路開拓支援を急ぐ必要がある。

環境分野では、2013年度は中小企業が多い水処理や廃棄物・リサイクルを重点分野とし、海外展示会出展、ミッション派遣、バイヤー招聘を活用した商談支援に取り組む。有望市場として確実な需要増が見込まれる ASEAN を中心にアジアにおいて重点的に事業を実施し、タイで開催される「Entech Pollutec & Thai Water」への出展規模を拡大するとともに、新たな取り組みとして、香港で開催される「Eco Expo」に初出展する。

省エネ分野では、新興国等のエネルギー価格が高い国、政策・制度的インセンティブがある国を重点地域として、省エネ診断や商談支援を行う。たとえば、将来的な需要増が見込まれるインドについては、2012年4月に省エネ基準達成義務制度(PAT スキーム)が導入されたこと、また、同年10月に東京で開催された「第6回日印エネルギー対話」でのインド側要請を踏まえ、2013年9月にデリーで開催される日印エネルギーフォーラムと同時開催される展示商談会において、展示事業部と連携し、商談支援を行う。

③ イノベーション力強化・創出型事業

我が国中小企業が海外企業と競争し勝ち残っていくためには、既存製品の売り込みにとどまらず、コア技術を応用して海外企業と新製品を共同開発したり、ビジネスモデルを転換して新たな用途を開拓するといった創意工夫、応用力の向上が必要となる。特に先端技術や IT 関連製品等の分野では、新製品の開発競争や市場の変遷が著しく、常に世界の潮流を見ながら次の展開を考えていくことが求められる。

ジェトロはこれまで、シリコンバレーで有するネットワークを活用しながら、ビジネス・イノベーション・センター(BIC)を核として、我が国中小企業やベンチャー企業の北米市場参入を支援してきたが、上記のような潮流を踏まえ、2013年度はこれまでの支援を深化させ、我が国中小企業が米国のビジネス環境や企業風土に触れながら自らのビジネススタイルを洗練させる研修機会の提供や資金調達先や共同開発パートナーの開拓を目指して自社製品・技術を発信する機会の提供等、ソフト事業に重点化した事業を開始する。

欧州においても、中小企業による研究・開発やアライアンスが活発なドイツにおいて、日本企業との連携の可能性を探るためのシーズ発掘調査や、こうした企業活動を後押し

する組織・枠組み構築等に着手する。

④ 地域間交流支援 (RIT)

国内産業集積地の中には、取引先の海外進出等の影響から生き残りのために海外ビジネスに活路を求める動きや大手との取引を通じて技術力を高め、さらなる成長を目指して海外市場で売上を伸ばそうという動きが見られる。

こうした動きを踏まえ、引き続きパートナー企業の発掘調査や専門家の知見を提供することを通じ、部材調達や委託生産の商談支援を行うほか、精密機械やコンテンツ等の高い技術を要する分野では、技術提携、共同製品開発等のイノベーション創出へとつながることも期待し、当該産業集積地の実力やニーズに応じた支援を行っていく。RIT事業は案件公募制であるが、2013年度は輸出を基本としつつ、こうした海外パートナーとの協業に発展することが期待できる中小企業を抱える産業集積地の取り組みを重視して、採択する。

また、既存案件について、RIT事業の支援終了後に自立的に取り組めるように、地域の産業支援機関にジェトロの海外ビジネス支援のノウハウの共有・移転、必要に応じたMOU締結支援を行う。

アジア貿易振興機関フォーラム(ATPF)との関連では、2012年4月のバンコクCEO会議等での合意内容を踏まえ、域内でのビジネスマッチング支援事業についてメンバー機関と協力して情報共有や普及活動に取り組む。

⑤ インフラ・プラントビジネス海外販路開拓支援

アフリカ、中南米といった商社等の現地体制が十分でない地域において、①日本の商社、メーカー等が調達主体(特に政府・公社等ハイレベル)にコンタクト出来ない場合に、調達主体へのアピールの機会を提供、②専門家派遣等による、日本企業に有利となるような調達仕様形成の働き掛け、③インフラマップの作成、インフラコーディネーターによる情報(入札情報、プロジェクト情報含む)の収集、現地有力パートナーとのマッチングを実施する。2013年度は、西アフリカ等のインフラマップを作成し、インフラコーディネーターについては、南アフリカ、パナマ等に配置すべく選定を進める。TICAD Vに向けては、アフリカにおける日本のプレゼンスを高めるべく、インフラ・プラントセミナーをアフリカで開催する。

また、ミャンマー、インドといった今後多くの日本企業の進出が見込める地域で工業団地周辺のインフラ整備を促進する事業、PPPの先進国である豪州について、日豪インフラ小委員会の活動や官民対話の場を通じた相手国政府機関への提案を含むインフラ・プラントビジネスの支援事業を実施する。2013年度は、ミャンマーにインフラミッションを派遣するとともに、日豪については、第三国協力に関するセミナーや体制整備等を進める。

なお、事業の実施に当たっては、JICA や JBIC 等の政府関係機関と積極的に連携し、必要に応じ資金調達への道筋を示すとともに、ジェトロがインフラ・プラントビジネスを支援する当該地域のインフラ関係機関等との枠組みの構築（MOU 等）を志向する。

4. 海外展示会出展支援

(1) 基本方針

- ① 国際競争力や海外への販路開拓の意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業等に対し、関係機関とも連携しつつ、海外での見本市・展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。特に、これまで海外展示会等への参加経験の少ない中小企業等に対し、ジェトロの持つ展示会出展ノウハウや展示会データベース等を活用しながら積極的な支援を行い、その参加を促す。
- ② 必要に応じ、復興に向け依然として支援が必要である東日本大震災の被災地企業に対する支援を行う。
- ③ 機械・環境、生活文化、農林水産・食品などの各産業分野において、日本製品の大きな消費市場となりうる地域で開催される優良専門見本市へのパビリオン出展を選択的に実施することを通して、日本企業の海外展開を支援する。

(2) 活動方針

- ① 国内自治体や業界団体等のニーズを踏まえ、海外において欧米、新興国企業が多数参加している国際見本市等を重点として事業を実施する。
- ② 短期間での迅速な対応や見本市を効率的に運営するノウハウを必要とする（大・中規模）展示会を中心に実施する。
- ③ 日本企業の参加するジャパン・パビリオン出展をより良い条件で行うため、海外の有力な国際見本市関係機関とのネットワークの維持・強化や必要な情報の蓄積を図る。産業部が出展する展示会も含めジェトロ全体として出展すべき有力な国際見本市への出展漏れがないかどうかを確認する機能を担いつつ、プライオリティー、全体バランスを考慮の上、展示事業部として出展する展示会を決定する。
- ④ 展示会の準備段階及び終了後におけるジェトロ全体としての一貫した支援の充実のため、各産業部事業との連携に努める。
- ⑤ これまでに出席経験がないあるいは乏しい企業、もしくは過去に海外見本市出展を経験したが期待した成果が出なかった等の理由で現在は出展していない企業等に対して、海外見本市の有効な活用方法について紹介する「海外見本市活用セミナー」を新たに実施することで、海外見本市活用企業の裾野拡大及び掘り起こしを行う。本プログラムを実施するに当たっては、本部各部・大阪本部・国内外事務所、関係機関等と連携を図り、可能な限り海外展開を包括支援する内容とする。同時に、本セミナーを出展勧誘の一環

としてジャパン・パビリオンの募集期間中に開催し、より多くの企業の参加を促す。

●新興国を中心とした市場開拓支援に向けて横断的取り組み

1. 海外ビジネス情報提供（海外市場調査）

（1）基本方針

- ① 日本企業のグローバルな事業展開や経営判断に直接資するべく、各種制度・市場、海外進出にかかわる情報などに関する調査を通じて、有益なビジネス情報を調査・収集し、的確に提供していく。
- ② 国内企業へのヒアリング、アンケート等を通じ収集したニーズに基づき調査を行い、調査結果についてはウェブサイト、出版物、映像、セミナー、面談等を通じて広く普及を図り、我が国企業の国際展開に資する。
- ③ 特に、国内市場の縮小や拡大する海外市場を踏まえ、中小企業の海外事業展開支援に重点を置く。これら中小企業が必要とするデータの整備・提供を通じて、中小企業の海外事業展開に貢献する。
- ④ 関心が高まっている成長著しいアジア等の新興国を中心として、ボリュームゾーン・BOP調査（新中間層等）、流通構造、消費トレンド、企業のビジネス事例、関心の高い産業・企業、競合先企業などのテーマに注力する。
- ⑤ 近年、新たに海外展開にチャレンジする企業を含めて様々な日本企業の海外展開が加速する中で、諸外国でのビジネスリスクが多様化していることを踏まえ、これらのリスク情報に関しても今まで以上に掘り下げて入手し、適切に提供する。
- ⑥ 農林水産品・食品、生活文化・サービス産業、機械・環境産業など、事業部が注力する分野における各種調査テーマを関係各部と連携し、企業ニーズに則した調査を実施するとともに、より広範囲への提供を行うなど、成果普及の拡大に努める。

（2）活動方針

- ① 世界各地域の経済、産業、企業、政策、法制度動向、環境分野や、再生可能エネルギーなどビジネス拡大の可能性のある新分野についての動向を調査し、その成果を日本の企業や政府に還元する。
- ② 我が国企業が海外展開を図る上で基礎的情報となる主要国の流通構造や消費トレンドに関する調査を実施する。具体的には、ボリュームゾーン・BOPや新興国の消費者・販路などに関する調査を、部全体で連携しながら横断的に実施する。
- ③ アジア・キャラバン事業など、ジェトロ事業参加者を対象としたベンチマーク調査を、生活文化・サービス産業部、機械・環境産業部、農林水産・食品部などと連携のうえ継続的に実施する。本調査を通じて新規に海外展開を図る我が国企業にとって有益な先行事例等を提供する。
- ④ 新興国市場で成長著しい中国・韓国企業のアジアを中心とした動向等に関する「ベンチマーク調査」を実施するなど、海外市場において我が国企業の競合先となる外国企業の海外展開の実情と課題についての調査を一層強化する。
- ⑤ 中小企業をはじめとする我が国企業の海外ビジネス展開に資するため、アジア地域の

中小部品産業のサプライヤーの経営実態に関する調査を継続する。

- ⑥ 新興国等への日本企業の海外展開が一層加速する一方で、海外展開・進出時に日本企業が現地でのビジネスリスクに遭遇するケースも増加している。こうした状況を踏まえ、オペレーションリスクを中心とする海外におけるビジネスリスクや、日本企業の海外におけるトラブル事例などについての情報収集を強化する。収集した情報の中で、公開可能な情報については、報告書、セミナー等を通じて積極的に公開する。

2. 海外ビジネス情報提供（貿易投資相談）

（1）基本方針

- ① 貿易投資相談とビジネスライブラリー業務を通じ、拡大する海外市場に活路を見出そうとする我が国中小企業等の輸出促進と海外進出を中心に支援する。貿易投資相談がジェトロ顧客サービスの最前線であることに留意し、高い顧客満足度を目指す。役立ち事例等の収集に努め、サービスの向上やジェトロのプレゼンス拡大に資する。
- ② 貿易実務オンライン講座など海外ビジネスを推進する上で必要な人材開発の支援等を行う。
- ③ 受益者負担を基本とする各種自主事業を実施することとし、会員事業の拡大に取り組む。

（2）活動方針

- ① 貿易投資相談：貿易投資に関する各種制度情報・商習慣・統計・関税率等々、ビジネスに直結する情報を収集・整備し、企業ニーズに合致した相談対応に努める。また、MOU締結をしている日本弁護士連合会や法律事務所、税理士・会計士事務所を始めとする外部専門機関等を活用し、トラブルや法務関連など高度な相談内容への対応を強化する。外交問題や天災等、国内外のビジネス環境に大きな影響が想定される場合は、他部とも連携し、相談専用窓口を設けるなど機動的な情報提供に努める。
- ② 貿易投資相談データベース（T I C）：貿易投資相談対応の質的向上並びに実績把握のため、T I Cの一層の活用を図る。登録案件を集計、分析し、各種事業、調査の参考に資する。また、海外事務所での一般ブリーフィングなど貿易投資に限らない相談についてもT I Cを活用することにより、担当各部が効率的に実績把握できるようにする。
- ③ 貿易投資相談研修等：赴任者研修やフォローアップ研修、情報提供等を通じ、国内外事務所の相談対応を支援する。
- ④ ウェブサイトでの情報提供：貿易・海外進出に関する国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資相談Q&Aや、規格情報、政府調達情報をウェブサイトを通じて提供する。コンテンツは海外調査部などと調整するとともに実際に寄せられる相談内容の傾向に応じて随時見直し、アクセス件数の増加を目指す。また、経済連携協定(EPA)を活用したビジネス取引拡大に資するため、ウェブサイトでの特惠関税率

情報の提供等を行う。

- ⑤ 中国相談デスク：国別相談件数では圧倒的に最多の中国については、制度変更等ビジネスに影響を与える情報収集に一層注力し、対中ビジネスの的確な情報提供・助言を図る。このため国内外事務所関係職員・アドバイザー間の情報共有を進める。
- ⑥ 引き合い案件データベース（TTPP）：国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の信頼性向上に留意したデータベースの管理・運営を行うとともに、モバイル（スマートフォン、タブレット等）端末機器からの TTPP サービスの利用を可能にするなど利便性向上に努める。また、ジェトロ事業の広報ツールの一つとして位置づけ、事業部門との連携を一層強化する。
- ⑦ ビジネスライブラリー：国内事務所運営課より貿情センターの図書館機能を移管することにより、より効率的な資料収集と配架を目指す。また、貿情センターにおける分館機能のあり方を再検討し、拠点化も視野に入れる。併せて地方企業への利便性・サービス向上を検討する。
- ⑧ 顧客システム・企業カルテ：顧客情報の管理を適切かつ効率的に行うとともに、わが国中小企業等の海外展開をジェトロ総体としてより効果的に支援するための体制整備を一段と推進する。このため、事業部門と協力して「企業カルテ」を構築する。
- ⑨ 会員サービス：会員へのサービスの一層の向上に向け、引き続き制度の改善に取り組む。また会員への接触等を通じてサービス・ニーズの聴取・把握に努める。さらに、会員の個別課題へのソリューション提供にジェトロの各種事業の活用を提案することでジェトロの存在意義を高め、会員の定着を図る。
- ⑩ 貿易実務オンライン講座：従来の「基礎編」、「応用編」、「英文契約編」、「国際ビジネス超入門編」について受講を促進するとともに、関連セミナーの開催など通じて新講座「中国ビジネス講座」の受講者数の拡大を目指す。
- ⑪ ビジネスサポートサービス（BSS）：国際ビジネス具体化支援のため、BSSの普及を図る。年々複雑化する顧客ニーズを把握し、内外事務所のリソース調整を図りながら効率的に海外ブリーフィング、海外ミニ調査等を実施する。
- ⑫ 営業型国内コーディネーター：海外展開を検討する中小企業の発掘に努める国内コーディネーターを地方貿情センターに配置する。これの管理を国内事務所運営課より移管させることにより、貿易投資相談をはじめ、幅広く各事業部門との連携強化を図る。

3. BOP/ボリュームゾーン開拓及びフロンティア市場開拓

(1) 基本方針

日本が持続的な経済成長を遂げていくためには、先進国経済が停滞する中、相対的に高い経済成長を維持する東南アジア、南西アジア、アフリカ、中東、中南米の新興国市場にて更なるビジネスを展開していくことが必要である。

近年、新興国市場開拓の視点で、日本企業による BOP/ボリュームゾーンビジネスへの関心が高まっていることから、個別日本企業のビジネス支援を継続するとともに、新たな地域の BOP 層およびボリュームゾーン層開拓に向けた取り組みを行う。

また、新興国市場の中でも、将来的に大きな消費市場として期待されるものの、未だ積極的に日本企業がビジネスを展開できていないフロンティア市場については、当該国市場情報の収集と日本企業への発信、人的ネットワークの形成・強化を行い、今後、日本企業が当該国市場にて本格的にビジネスを展開するための土壌を培う。

- ① BOP/ボリュームゾーンビジネスについては、2012 年度より開始している日本企業の個別ビジネス支援を体制面にて強化する。加えて、新興国市場での個別企業のビジネス戦略構築に資するべく、個別日本製品を現地消費者に紹介・試験販売し、当該製品への受容性評価を行う。また、新たな地域の BOP 層・ボリュームゾーン層を視察するミッションを派遣する。
- ② フロンティア市場に対しては、当該国政府関係者や財界人の招聘等を通じた当該国市場の日本企業への情報発信と、被招聘者と関心日本企業との関係構築・強化を図っていくことにより、日本企業の海外展開につなげる。

(2) 活動方針

① BOP/ボリュームゾーンビジネス案件形成支援

- ・個別案件支援強化を目的にコーディネーターの配置箇所をアジア、アフリカにおいて拡充するとともに新たに南米にも配置し、現地情報の収集・発信のほか、パートナーの発掘等を実施する。
- ・個別企業のビジネス戦略構築に貢献すべく、東アフリカおよび西アフリカの主要都市において、地元スーパーのスペースにて日本製品を現地一般消費者に紹介・試験販売し、その受容性についての評価を日本企業にフィードバックするアンテナショップ事業を展開する。
- ・新たな BOP 層・ボリュームゾーン層への市場開拓の視点で、アジア、アフリカに加えて南米にもミッションを派遣する。

② フロンティア市場開拓に向けた取り組み

- ・ミャンマー政府が農業の近代化に取り組んでおり、今後、同国農業資機材市場の伸びが見込まれることから、2012 年度に実施したミャンマー政府関係者およびビジネスマンの招聘に加え、2013 年度には小規模ミッションを派遣し、将来的に日本の農業資機材売り込みを展開する土壌を広げる。
- ・パキスタン、バングラデシュ、スリランカは、市場／製造拠点としての潜在性が高いものの、日本企業が十分なビジネス情報を入手できていないことから、2013 年度には新たに当該国政府担当者／財界人を招聘し、日本企業に当該国のビジネス情報を提供するとともに、日本企業が被招聘者とのネットワークを構築する機会を提供する。

- ・その他、今後の消費市場として成長が期待できる地域・国の市場を日本企業に対して紹介していく。

4. ジャパン・ブランド発信

(1) 基本方針

- ①我が国企業の新興国を中心とした市場開拓の促進を図るべく、日本の貢献・魅力・立場などのメッセージを展示事業を通じて発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備、さらには将来の海外市場の開拓に寄与する。
- ② 日本製品・技術や「ジャパン・ブランド」の浸透が不十分であり、且つ日本企業の進出が途上段階にある新興国においては、日本のイメージ・知名度向上に資するイベントを実施する。

(2) 活動方針

- ① 「ジャパン・ブランド」の発信の場として効果の高い海外見本市を選定の上、我が国の経済、産業、技術等をテーマに、実機、パネル、映像媒体等を活用したジェットロブースを出展し、日本企業（進出企業含む）のビジネス活動支援に向けて積極展開する。
- ② 日本製品・日本ブランドの市場浸透の乏しい新興国市場において、日本製品、日本ブランドを広報するために「ジャパン・フェア」を開催する。
- ③ 現地進出日系企業等に対する新たな直接的販売促進支援事業ツールとして、独自に出展する当該日系企業等のブースをとりまとめてジェットロがジャパン・パビリオンを形成し、規模的インパクトを発揮する。
- ④ 実施にあたっては、「ジャパン・ブランド」の発信の場として効果の高い有力展示会を選定するなど、日本企業のビジネス活動支援に向けて積極展開する。

5. 海外進出・在外日系企業支援

(1) 基本方針

日本企業の海外展開の動きが加速化する中、日本企業の海外進出プロセスに対応した支援や、進出済みの現地日系企業が抱える事業上の課題解決に、在外公館や他の支援機関と連携して引き続き取り組む。2012年度補正予算により整備された、海外進出を図る企業に対する個別企業支援事業により、先行的な成功事例を積極的に作り出し、それらをモデルケースとして支援に取り組む。また、日本企業と現地政府等の間に立って、現地工業団地の整備の促進や、地域・業界単位での日本企業の共同進出を支援する。

海外進出支援においては、2013 年度に引き続き、新興国を中心に重層的な支援を行う。特に、国内中小企業が強い関心を示している東南アジア諸国やインドを重点に置いた事業展開を図る。また、TICADV を契機として我が国の対アフリカ投資を促進するための取り組みを行う。

在外日系企業支援においては、既進出中小企業の集積が厚い中国では現地進出企業支援を中心に事業展開を図る。在欧日系企業の新たな進出先としてロシア・中東欧で事業を展開し、太平洋同盟として注目を浴びる中南米地域では、在北米日系企業に加えて、日本からの参加をも念頭に置いた事業展開を行う。また、在アジア、在欧州の日系企業の更なるビジネス拡大を中心とした事業を中東、アフリカ地域で行う。

① 日本企業の海外進出プロセスに対応した支援

これまでも個別の企業の海外進出プロセスに応じたプログラムや事業を展開してきた。2013 年度にはそれをさらに進めて、日本の中小企業が製造拠点設立・移転を円滑に進められるよう、進出要望の高い国・地域の観点からのセミナー開催、ミッション派遣等の実施に加えて、海外投資の経験蓄積・習熟度の観点から、投資実務の勉強会等を通じた情報提供も充実させる。

また、民間による工業団地の整備が遅れている地域においては、工場用地に関する情報提供や地元政府との調整等を行う。

各種の事業を実施する際には、関係機関・団体等と連携することにより、集客数の増加や、進出可能性のより高い企業の発掘といった、進出企業支援の裾野の拡大を図る。

② 個別企業支援事業との連携、共同進出の支援

海外進出を図る企業に対する個別企業支援事業（中堅・中小・小規模事業者進出支援専門家事業）によって進出する企業がよりスムーズなオペレーションに移行できるよう、フォローアップを図る。

また、2012 年度には富山県からの受託事業として、海外進出に取り組む富山県内企業の進出支援に着手した。2013 年度には新たにジェトロ事業として国内の他の地域において、単独での進出は困難だが、共同で進出を目論む企業群に対する支援を行う。

③ 知的財産保護対策支援

日本企業・日系企業に対する知的財産保護のための情報提供や個別支援により、円滑な海外展開を引き続き支援する。特に海外展開著しい中小企業が、海外ビジネスで模倣品等の知的財産権侵害に直面するリスクが増大すると想定されることから、2013 年度は中小企業向けの知財事業を強化する。また、海外における日本企業の事業環境整備のため、途上国等における法制度等の整備、運用能力の向上への働きかけを継続する。

(2) 活動方針

① 日本企業の海外進出プロセスに対応した支援

日本企業の海外進出プロセスに応じて、製造・サービス拠点の設立やさらなるビジネス拡大に向かう企業のニーズに円滑かつ機動的に対応するための体制の充実を図る。

○ (海外展開の可能性や方法を検討する段階にある企業への支援)

海外ビジネス未経験ながらも海外進出に取り組む中小企業が増加しており、2012年度には「はじめの一步」を支援する投資実務講座を全国10ヵ所で実施したところであるが、2013年度も引き続き全国各地で実施する。加えて、セミナーやミッション派遣を実施する。

事業を実施する際には、日本商工会議所、商工中金、日本政策金融公庫等や、ジェトロで輸出支援を担う部署と連携することにより、集客数の増加や、進出可能性のより高い企業の発掘といった、進出企業支援の裾野の拡大に向け取り組む。

○ (進出先候補や、F/S 調査、会社設立を検討する段階にある企業への支援)

1) 海外アドバイザー、海外 BSC

- ・ 製造業などの中小企業が高い関心を示している東南アジアやインドについては、アドバイザー、BSC など従来のツールを有機的に連携させて、進出を具体的に検討する段階にある企業を支援する。
- ・ とりわけ、日本企業の関心が引き続き高いミャンマーにおいては、2012年9月に開設した BSC ヤンゴンを活用する。
- ・ 日本企業の進出が前年比で 10%以上増え続けているブノンペンに、アドバイザーを新たに配置する。
- ・ 日本企業の進出の急増が見込まれるヤンゴンにおいて、現地投資誘致当局のジャパンデスクにアドバイザーを配置して、より円滑な日本企業の進出を図る。
- ・ 各アドバイザーにおいて、事務所所在地以外の日系企業集積地や、進出先として有望な地域等を巡回して、支援対象となる企業等を拡大する。

2) 海外投資ミッション派遣

- ・ ミャンマーについては、ティラワ SEZ 進出を念頭とするミッション派遣を行う。
- ・ メコン地域として、ラオス、ミャンマーを軸に隣接国を加えたミッションの実施に向けて調整を行う。
- ・ 中南米で開放経済政策を掲げる太平洋同盟のうち、チリなど日本との EPA が締結されている国を対象にしたミッションの派遣に向けた調整を行う。
- ・ 市場としてのアフリカへの関心を高めるためのセミナーを実施し、ミッションの派遣に向けた調整を行う。

3) 工業団地開発への協力ほか

- ・ ミャンマーについては、ティラワ SEZ 情報連絡会を通じて情報提供を適時に行う。
- ・ インドのアーメダバードやミャンマーのティラワ SEZ において、アドバイザーによる現地での情報提供・相談対応や、説明会の開催、現地視察などを行う。
- ・ インドでは日本からのサプライヤーの進出を支援するため、日本の部品メーカー等と納入先候補の商談会を実施する。

○ (既進出企業に対する支援)

- ・ 2013 年度は依然としてニーズの高い在欧日系企業の中東欧地域へのミッション派遣、企業単独ではネットワーク構築が難しいアビジャンへの在欧・在ドバイ日系企業のミッション派遣等を実施する。
- ・ また、日系企業の現地からの部品調達を目的とした逆見本市や域内でのミッション派遣などの事業をブラジル、ロシア、中東欧地域等で実施する。

○ (海外進出企業・既進出企業に対する現地支援体制の強化)

中小企業の新興国への進出のニーズの拡大に対応するため、日本企業の海外進出支援の中核たるジェトロの機能を強化するべく、海外展開支援現地プラットフォーム事業を新たに行う。同事業では、在外公館や他独法の在外拠点、日系企業、地元支援機関等との連絡会を新設して、ネットワークを拡大・強化するとともに、担当窓口を新設して、中小企業の進出時や進出後の法務、労務、税務、知財等の課題にワンストップで対応する。さらに、中小企業がパートナー候補をより容易に発掘できるよう、連絡会メンバーの持つ知見やネットワークを活用して、セミナーや交流イベントを実施する。

② 個別企業支援体制の構築、共同進出の支援

- ・ 中堅・中小・小規模事業者進出支援専門家事業により海外進出する企業がよりスムーズなオペレーションに取り組めるよう、各企業の進出後にアドバイザー事業やプラットフォーム事業によるフォローアップを行う。また、中堅・中小・小規模事業者進出支援専門家に国内セミナーやミッション派遣、BSC 事業などを周知し、適時に各事業が利用されるよう努める。
- ・ 富山県受託事業(富山県内企業の海外進出支援)では3カ年計画の2年目を迎えるが、引き続き富山県内企業の海外進出のサポートを行う。また、2013年度は新たにジェトロ事業として、単独での海外進出は困難だが、地域、業種・業態、企業規模など複数の企業間で共同での進出を目論む企業群に対して、共同で取り組む国内での研究や現地視察、戦略立案、工業団地調査など企業群の計画段階に応じた支援を行う。

③ 知的財産保護対策支援

- ・ 知的財産保護の支援については引き続き、日本企業・日系企業向けのセミナーや資料作成による情報提供、中小企業向けの商標登録先行調査や知財侵害調査を行う。
- ・ 特に、海外展開を志向する中小企業が持つ商標や技術などの知財権を守るべく、知財専門家や知財リテインなどを活用し、セミナーや個別相談を通じて事前予防的な事業展開を行う。また、中小企業が知財侵害調査や商標調査の終了後に、行政摘発や訴訟等に進むことが容易になるよう、日本弁護士連合会等と連携して、外部の専門人材を活用したフォローアップ体制を構築する。
- ・ 海外における日本企業の事業環境を整備するため、進出日系企業や知財保護団体と連携して、途上国を中心に知財関連制度や対策の整備、知財当局や税関の職員等の運用能力の向上を目的として、真贋判定セミナー等を開催する。

6. グローバル人材の活用・育成

(1) 基本方針

- ① 新興国市場に進出を検討する中堅・中小企業に対して OB 人材等の専門知識ノウハウを活用しハンズオンでの支援を実施する。
- ② 中小企業が海外展開する上で課題となっている人材育成において、海外ネットワークを通じて現地政府機関・企業等と連携し、中小企業等のグローバル化に資するべく、インターンシップ派遣事業の実施を担うことを目指す。
- ③ アジア諸国等の貿易投資促進機関や、国内の地方自治体などの人材育成面での先行事例についての情報収集を深め、連携の機会を探る。

(2) 活動方針

- ① 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業：経験・人材不足により拡大する新興国市場へのビジネス展開が困難である中堅・中小企業に対して、海外でのビジネス経験が豊富な OB・シニア人材等を専門家として派遣することで、当該企業の現地操業開始等までハンズオンで支援する。また、営業型国内コーディネーターを活用し、参加企業の掘り起こしに努める。
- ② インターンシップ派遣事業：「METI グローバル人材育成インターンシップ派遣事業」について、2012 年度に引き続き、2013 年度も積極的に受注を目指す。中小企業の参加を増やすために野村総合研究所が実施している（経産省委託事業）「中小企業向けのセミナー」に積極的に参加し、本事業に関心ある新規企業の掘り起こしを実施することにより入札

準備を整える。

- ③グローバル人材活用・育成事業：地方を中心に、自治体・他機関・大学等と連携して、グローバル人材活用・育成に資するセミナー・国内海外研修等を実施することにより中小企業の海外販路開拓を支援する。例えば、高知事務所と高知大学の連携により県内中小企業と留学生を含む学生とのマッチングを実施する。また、中小企業総合展に出展することで本事業を広く広報するとともにジェトロ利用者拡大を目指す。

◎成果指標

こうした活動により、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、商談件数50,000件以上、成約（見込含む）件数9,000件以上を目標とする。また、海外進出への展開や我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、日本企業からの海外における相談件数10,000件以上及び知的財産権相談件数1,300件以上を目標とする。加えて、ビジネスの課題解決に結びついた事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、貿易投資相談件数48,000件以上及び国・地域別情報サイト「J-FILE」の中の「貿易投資相談Q&A」のアクセス件数530万件以上を目標とするとともに、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを旨とする。

○対日投資拡大

(1) 基本方針

- ①外国企業誘致の中核機関として、海外の成長を取り込み、我が国の成長に繋げるため、積極的な外国企業誘致を継続する。
- ②特に、高付加価値拠点（研究開発・地域統括拠点）、重点分野（環境・新エネルギー、ライフサイエンス、観光等）、大規模な投資・雇用創出案件（大規模小売・物流・サービス等）等、経済波及効果の高い案件の誘致に重点的に取り組むことで、政府目標（高付加価値拠点の増加、外資系企業による雇用者数倍増、対日直接投資残高倍増）の達成や地域経済活性化の一翼を担う。
- ③東日本大震災の被災地への企業誘致を実現すべく、復興に向けて政府が打ち出している優遇措置や支援策等に係る情報発信を広く行うことを目的に、関係省庁等と協力し、国内外にてシンポジウム・セミナー等を実施する。
- ④関係省庁および地方自治体への働きかけをさらに強化すると共に、実現可能性を高めるため日程等工夫しつつ、海外でのトップセールスを支援し、当該地域への企業誘致に繋げる。

- ⑤地方の IBSC において、各種行政手続き等の支援および地方自治体の許認可等情報提供を迅速に行うと共に、その他地域の事務所に対し誘致ノウハウを共有することで、地域における経済効果の高い案件の誘致を確実に行う。また、国内外の対日投資担当者に対するナレッジマネジメント強化等、誘致人材を育成する。
- ⑥日本市場の更なる国際競争力強化のため、既進出外国企業より、我が国の投資環境に関する声を集約し、適切な機会を捉え関係省庁等に対し提言する。

(2) 活動方針

①関係機関との連携強化等による案件発掘・支援の強化

高付加価値拠点（研究開発拠点、地域統括拠点）、および重点分野、大規模な投資・雇用創出案件等、経済波及効果の高い案件の更なる誘致拡大を目指し、国内外事務所との連携の上、積極的に案件発掘・支援を行う。

案件の発掘にあたっては、各国政府・貿易振興機関・業界団体などの外部リソースの一層の活用を図る。特に英国・フランス・イタリアをはじめとする欧州主要国の貿易振興機関とは、現行の実務レベルでの協力関係をさらに強化すべく、MOU の締結を含め、より有効な協力関係を構築する。

また、対日投資有力企業情報を持つ会計事務所、法律事務所、ロケーション・コンサルタント等に対し、日本市場に関する情報発信を強化することで新規案件の発掘の一助とする。

加えて、日本国内の高度研究開発機関と連携し、R&D における国際連携の可能性についての広報を強化する。

さらに、国内外事務所と共に、過去に発掘・支援した有力企業の中で未だ誘致に至っていない案件を洗い出し、再度アプローチすることで案件の掘り起こしを行う。

②高付加価値拠点、重点分野・雇用効果の高い案件の誘致

高付加価値拠点の誘致にあたっては、アジア拠点化立地補助金、外国企業向けの法人税等特例措置（アジア拠点化推進法／2012年11月施行）、国際戦略総合特区などのツールを活用する。

なお、アジア拠点化立地補助金に関し、第4回目の公募が行われる場合には、これに広報協力などを行い、高付加価値拠点の誘致に貢献する。

また、環境・再生可能エネルギー、医療、観光などの分野において、国内産業の補完、内需の拡大、新ビジネスモデルや新技術の導入、国民生活の質の向上等に資する案件の誘致活動を継続する。加えて、サービス、流通、製造拠点等で雇用創出効果の高い案件にも重点を置く。

海外での広報・営業活動に必要なツールとして、企業ニーズに合わせてテラーメードで作成してきた、重点分野の個別業種（太陽光発電、ジェネリック医薬品、旅行業等）

におけるマーケット・レポートは、これを継続すると共に、よりタイムリーな情報を迅速に提供することで充実を図る。

さらに、国内外事務所を含めた産業別活動（環境・エネルギー、ライフサイエンス、情報通信、観光、小売）を通じ、誘致に必要な情報・ナレッジ等を、対日投資活動事務所横断的に共有する。

外国企業と国内企業のビジネスマッチングを支援することを目的に、環境・再生可能エネルギー分野等の注目産業分野をターゲットとした国内の有力展示会にて、ジェトロ海外企業ブースを設け、商談会を開催する。

③ワンストップ支援の機能の強化

対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）のコンサルティング・テンポラリーオフィスの提供については、上記重点分野以外においても、海外事務所における対日投資関心企業の発掘から、IBSCにおける法人設立手続きの支援（許認可手続き、パートナー候補企業の紹介、人材・オフィスの紹介、登記・税務・労務手続き等）および会社設立後の事業拡大の支援までをシームレスにつなぐための支援を行う。

現在は外国企業が担当省庁に出向いて行政手続き等の相談を行っているが、新たにジェトロでの行政手続き相談を可能にすることで、IBSC 東京における行政手続き相談の一元化を図るべく政府に働きかけるなど、ワンストップ支援機能の強化を図る。

なお、ワンストップ支援機能の強化にあたっては、他の投資誘致機関をベンチマークし、ベストプラクティスを参考にする。

④対日投資案件支援体制の強化（マッチング、M&A 支援）

輸出が投資へ繋がるとの観点から、対日投資案件に資する対日輸出支援を行う。具体的には、パートナーとなり得る日本企業とのマッチング・ニーズに対応するため、対日投資確度の高さ、重点業種、日本市場・企業等に与えるメリット等の条件を満たす案件については、これを支援する。

M&A については、日本のパートナー候補企業情報を有する金融機関の紹介等により、外国企業のニーズに対応する。

これらの支援を効率的に実施するための体制強化を図る。

⑤対日投資促進に資する広報活動

外国企業の対日投資への関心喚起を図るべく、我が国市場の魅力やインセンティブ情報等の、ウェブサイト、メールマガジン、セミナー等を通じた発信を継続する。

また、対日投資促進に向けた政府のトップレベルでの情報発信の一環として、関係省庁と協議、協力の上、プロモーション・ビデオの作成を進める。

さらに、東日本大震災の被災地への外国企業誘致を実現するために、関係省庁・地方

自治体と協力しつつ、我が国の投資環境や、震災復興のために政府が打ち出す優遇措置・支援策などについて幅広く外国企業に周知すべく、シンポジウム・セミナーやウェブを通じた情報発信を積極的に行う。特に被災地の各地方自治体首長のスケジュールに合わせ、海外におけるトップセールス・イベントの開催を提案する。

在日大使館、外国商工会議所等と連携した被災地でのイベントを実施する。

⑥地方自治体・団体等の共同誘致活動

外資誘致に熱心な自治体や立地促進機関等との共同での誘致活動を実施する。具体的には、ウェブ等を通じた地域情報の提供（地域ナビ）、国内外での共同発掘活動、大型案件の支援（工場・用地情報提供、サイトツアー等）などを継続する。地方 IBSC においては、自治体との一層の連携により、自治体の行政手続きおよび許認可等情報提供を迅速に行う体制を維持・強化する。

例えば、地域への外国企業誘致に関するベストプラクティスを、国内 IBSC 会議や、経済産業省・各地方経済産業局・地方自治体主催の誘致担当者会議等の機会を捉えて共有する。

また、地方自治体に対し、企業誘致における自治体トップセールスの重要性およびジェトロの活用を呼びかけると共に、誘致に積極的な自治体の活動を支援する。

⑦人員の専門性の向上

本部（対日投資部）及び国内外事務所での産業別活動の継続を通じて、産業・市場の専門的知識を蓄積させ、経済波及効果の高い案件を発掘・支援する。

例えば、アジア・オセアニア等地域別の企業誘致マニュアルや生産拠点設立マニュアル、マーケット情報や外国企業に対する営業プレゼンテーション資料を、対日投資イントラネットを通じ共有する。

また、東京における対日投資担当者会議、北米、欧州、アジア各地域毎の企業誘致キャパシティビルディング会議を各1回開催し、企業誘致に必要なナレッジの共有を図る。

さらに、対日投資部でのナショナルスタッフ（NS）個別研修を通じて、対日投資担当 NS の専門スキルを向上させる。

⑧政策提言（対日ビジネス環境改善貢献プログラム）

ジェトロが支援を行い日本進出に至った外国企業、および日本に未進出の外国企業に対し、日本のビジネス環境の改善要望、対日投資障壁等について、アンケート又はヒアリングを行い、これら企業の声をとりまとめる。

とりまとめた声については、わが国政府関係者および有識者等に対し、適切な機会を捉えてインプットを行う。

なお、外国企業から寄せられる個別の要望等については、日常の企業誘致活動の中で、関係省庁・地方自治体等に対し伝えていく。

◎成果指標

こうした活動により、外国企業誘致の重点支援企業数については 600 社の達成を目指す。また、高付加価値拠点の国内集積や雇用創出、地域活性化等につながる外国企業発掘・誘致等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、事業の質をモニターするため、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

○アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

●調査・研究

1. 調査

(1) 基本方針

- ① 世界情勢の変化に対応した迅速かつ機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査し、調査結果についてはウェブサイト、出版物、映像、セミナー、面談等を通じて広く普及を図り、我が国企業の国際展開に資する。
- ② 急激な政治・経済変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与えうる突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ的確な情報提供を行う。
- ③ 政府機関としての中立性と信頼性、内外の広範なネットワークや、我が国企業・産業との緊密な関係、非営利で公的な、企業の支援機関としてのポジションなど、ジェトロの持ち得る固有の利点を活かして情報収集・分析を行う。こうしたことにより、シンクタンク、マスコミ等、民間の海外情報提供機関にはない特徴を生かすとともに、取材、情報収集に協力し、これら民間情報提供機関との相互補完性を高める。
- ④ 通商政策や経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに調査成果を提供することとし、あわせて、国の政策に必要な情報提供に協力する。日 EU・EPA/EIA、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日トルコ EPA を始め、二国間や地域レベル等各種の経済連携やその構想について、政府の方針に従い、交渉前、交渉中、それぞれの段階において必要な調査を行い、政府・産業界関係者への情報発信・働きかけを行うことにより推進に貢献する。RCEP については、交渉開始で合意したことを受け、実現に向けた取り組みに着手、日 EU・EPA/EIA についても、2013 年の早期に交渉開始で正式合意となる見通しを踏まえ、交渉における政府への協力を行う。TPP については、その進展について、情報収集を行うとともに、政府の方針に応じた対応を取る。
- ⑤ 海外調査部とアジア経済研究所で連携し、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)

の活動を支援する。

- ⑥ 海外情報の収集・分析に不可欠な基盤はヒト（人材）であり、高度な情報収集・分析能力、専門的なビジネス知識を持った調査担当職員の人材育成（専門家育成）を目指す。

（２）- 1. 活動方針（調査）

- ① 世界各国・地域の政治・経済・産業、貿易・投資の動向を的確に調査・情報収集し、ウェブサイト（「ジェトロ海外情報ファイル」（J-File）等）、定期刊行物（通商弘報、ジェトロセンサー、世界貿易投資報告）、その他出版物などで報告する。内外のジェトロ事務所（産業調査員・広域調査員を含む）が有機的に連携し、政府の政策立案に資する産業情報等の一層の充実を図る。
- ② 世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化などについて、引き続き、迅速かつ機動的に情報収集し、ウェブサイトなどを通じて提供する。東日本大震災後の各国の輸入規制などの動向については、引き続き注力する。
- ③ 東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への研究支援を継続する。特に域内日本（日系）企業に裨益する調査を実施する。
- ④ 中国、韓国、台湾、タイ、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インド、ロシア、米国、メキシコ、ブラジル、トルコ、南アフリカなど、政府や企業の関心が高い主要国・関心国（新興国）の動向について重点的に経済・産業動向、通商政策等を調査する。また、2013 年度に国政選挙、政権交代が予定されている場合には、その動向や結果が経済活動に与える影響などについても併せて調査する。
- ⑤ WTO、FTA、EPA 等に関する我が国政府の取り組み、我が国企業の円滑なビジネス活動に寄与するため、世界の FTA、EPA 等の動向について調査を行う。また、広域 FTA に向けた動きが拡大していることを踏まえ、日系企業の一層の活用も見据え、当該 FTA 活用のメリット等についても調査・分析する。また、新規の WTO 加盟の動きについては引き続きフォローする。
- ⑥ 各種の EPA、FTA やその構想について、政府の方針に従い、交渉前、交渉中、それぞれの段階において、必要な調査・分析・広報を行い、政府・産業界関係者に情報を発信するとともに、各国・地域の政府・産業界関係者など主要パーソンへの働きかけを行う（日 EU・EPA/EIA、RCEP、日中韓、トルコ）。日 EU・EPA/ EIA については、2013 年の早期に交渉開始で正式合意する見通しとなったことを踏まえ、「EPA/EIA タスクフォース」を中心に、政府への協力を行う。RCEP については、2012 年 11 月に交渉開始で合意したことを受け、発足した「RCEP タスクフォース」を中心に、情報収集や関係者への働きかけ等交渉を支援する。TPP については、その進展について情報収集を行うとともに、政府の方針に応じた対応を取る。

- ⑦ 我が国企業の海外事業展開戦略策定および政府の政策立案の参考とするため、「投資コスト比較調査」、「進出日系企業実態調査」、「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（海外ビジネス調査）」を実施し、成果については広く普及させる。アンケート調査実施にあたっては、中国情勢など突発的な状況変化等を踏まえ、設問を柔軟に調整するなど、即応性を高めるほか、情報の精度、付加価値を向上させ、ジェトロオリジナルデータとしての価値を一層高める。また、進出日系企業実態調査については、新たに中東における日系企業の統括拠点である UAE ならびにロシアを調査対象国として加えるほか、アフリカについても、事務所所在国においては、地域横断的な共通設問についてアンケート調査を行う。
- ⑧ 経済産業省等政府関係機関、業界団体等からの受託調査については、ジェトロの専門性や海外ネットワーク等の強みが活用できるか、サポート体制(人員、コスト)、優先度を勘案し、ジェトロ全体の方向に沿って応札を検討する。
- ⑨ 情報収集・分析の具体的成果事例(アウトカム)として、①我が国政府の政策実施に貢献した事例、②情報収集・分析結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、③マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例等を収集する。

(2) - (2) 活動方針(情報提供)

- ① 世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報を的確、迅速に収集してデータベース(「ジェトロ海外情報ファイル(J-FILE)」)として取りまとめ、ウェブサイトを通じて広く公開する。
- ② 中国情勢など、我が国企業にとって重要、かつ速報性が求められる、突発的な事象に関する情報収集および分析結果については、ジェトロのウェブサイトを活用した迅速な情報提供を行う。
- ③ 情報収集・分析と情報提供の一体化の観点から、調査結果を講演会、セミナー、個別企業ブリーフィング等を通じて成果普及する。
- ④ 「通商弘報」(日刊)、「ジェトロセンサー」(月刊)、「ジェトロ世界貿易投資報告」(年刊)等の定期刊行物や単行書を通じた情報提供について、情報内容とともに、提供手段・メディアのさらなる充実を図る。これらの定期刊行物の購読者やセミナー出席者に対して「役立ち度」に関するアンケートを実施し、4段階評価で上位2つの評価の割合8割以上を目指す。「受益者の負担に関する規程」に基づき、単行書を作成する。
- ⑤ 海外調査部発のメールマガジンである「New American Policy」(米国)、「ユーロトレンド」(欧州)、「ロシア・CIS 情報」(ロシア)、「カルタ・デ・ジェトロ」(中南米)、「中東アフリカ・メールニュース」(中東アフリカ)、「ジェトロ・チャイナモニター」(中国)を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供するとともに、我が国企業とのネットワーク構築を図る。また、「ワールド・インフォトレイン」を作成して通商弘報や出

出版物の販売促進を図る。

- ⑥ 映像資料を通じた情報提供を行う。国内外のネットワークを活用し、国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作し放映するとともに、ウェブを通じても配信する。2013 年度からは、同番組内容の構成は、直接的なジェトロ事業の紹介ではなく、ジェトロの事業を通じた日本企業の海外展開、外国企業の対日ビジネスの具体的な事例が浮き彫りとなるようにする。また番組については、セミナー等での利用、事業部の出展勧誘への活用、ジェトロの MOU 締結先（中小企業関係団体）を中心とする外部へのコンテンツの提供など二次利用を一層強化する。
- ⑦ 業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、ジェトロの情報収集・分析結果の重要な情報提供手法として捉え、業務の一環として対応する。特に MOU 締結先からの依頼には積極的に対応し、ジェトロ事業の裾野拡大に貢献する。加えて、全国の商工会・商工会議所、地方銀行等が主催する中小企業の海外展開等のためのセミナーに職員を講師として派遣し、海外展開等を志向する中小企業の発掘を行う。また、役員等の国内出張の機会を捉えた日本国内各地でのワークショップ・セミナー・シンポジウムの開催を通じ、中小企業の海外展開の重要性およびジェトロの活動へのさらなる理解促進に努めるとともに、支援企業の裾野拡大を図る。

◎成果指標

こうした活動により、二国間のみならず多国間の FTA・EPA など我が国の通商政策に寄与した事例や相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言をした事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、ウェブサイト（国・地域別情報サイト「J-FILE」）へのアクセス件数（ページビュー）は、1,300 万件以上を目標とする。また事業の質をモニターするため、定期刊行物の購読者及びセミナー、シンポジウム等の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

2. 研究

（1）基本方針

アジア経済研究所（以下、研究所）は、アジア等開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関として、我が国の通商政策・経済協力の基盤となる研究を実施する。

研究手法としては、アジア、中東、アフリカ、中南米など開発途上国・地域の動向と構造を現地に軸足をおいて分析する地域研究と、最先端の理論を踏まえた計量的実証分析に基づく開発研究手法の両軸で世界水準の研究を行う。これにより、研究所は、開発途上国研究をリードするとともに、政策やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い歴史的・

構造的な分析及び計量分析等に基づく研究成果を政策立案者および産業界等に提供する。

また経済成長が著しく、我が国とのパートナーシップの強化が求められている新興国についての研究を強化し、今後の経済動向やリスクを把握する上での基礎となる分析を提供する。さらに、今後ますます注目を集める地域について研究を拡充する一方、これまで研究蓄積の乏しい国・地域も積極的に取り上げ、先駆的な研究を実施する。

調査研究は、①政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」、②政策当局の持つ潜在的かつ中期的な政策ニーズ・社会的ニーズを先取りした研究課題に取り組む「政策提言に資する分析研究」、③「政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究」の3つのカテゴリーに区分して実施する。また、研究所は、研究成果を共有し、国際的に議論をリードしていく観点から各国研究機関や国際機関との国際共同研究に取り組む。

上記研究活動によって生み出された研究成果および付加価値の高い知識・情報・統計データ・見方等を、政府への政策提言・政策判断の基礎材料提供、産業界・国民の開発途上国理解促進、学界の学術水準維持・向上等のために、①ポリシー・ブリーフの作成および政策担当者等へのブリーフィング活動、アジア研フォーラムの開催、②ウェブ発信の強化、③国内外におけるシンポジウム・講演会・セミナー・ワークショップ等の開催、有識者会議及び学会等での論文発表、④出版、査読付きジャーナル等を通じ世界的に情報発信する。

また研究所図書館は、開発途上国に関する専門図書館として、学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料を継続的に収集、整備、提供すると共に、利用者サービスの拡充を図る。

研究所は、研究者の集積・研究蓄積と充実した研究ネットワークの維持拡大に努め、アジア等の経済連携の強化に向けた議論をリードするとともに、世界の開発途上国研究の交流プラットフォームとして、内外の研究者に政策討議を行う場を提供する。また、開発途上国に関する豊富な知見・研究成果を活かし、①理論と実践能力を備えた開発専門家の育成、および、②アジア地域の開発途上国の中堅行政官・研究者の能力強化と、その結果としての人材ネットワーク構築を目的とした研修事業を実施する。

ニーズを踏まえた戦略的な研究事業を企画・実施し、各界に裨益する最先端の研究成果・情報を機動的に発信するため、研究マネジメント機能を強化する。加えて、調査部門、事業部門との連携強化を図り、シナジー効果をより一層高めるための取組を積極的に行う。

(2) 活動方針

① 研究事業

研究事業としては、①政策提言研究、②政策提言に資する分析研究、③政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究を実施し、貿易・投資のみならず、政治、社会分野など開発途上国・地域が抱える多様な分野を対象にすることで、開発途上国・地域の全体像を理解するように努める。

○政策提言研究

経済産業省など関連省庁および本部各部門との連携を図りながら、政策当局の要請に基づき即応性の高い研究課題に取り組み、我が国の通商政策に寄与するとともに、相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言を行う。2013年度は、特に「ドーハラウンドは後発発展途上国（LDC）に何をもたらしたか」では、WTOパブリックフォーラムにおいて研究成果の発表を行う予定。また「付加価値貿易分析」の概念普及を目指す「付加価値貿易分析：発展途上国への展開」では、WTOとの共同研究成果を展開するため東京において国際シンポジウムを開催する予定。

「ドーハラウンドは後発発展途上国（LDC）に何をもたらしたか」

「中東・南アジア地域の平和システム構築」

「付加価値貿易分析：発展途上国への展開」等9プロジェクト

○政策提言に資する分析研究

第三期中期計画の中核事業である、「アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等」に資するために、政策当局の持つ潜在的かつ中期的な政策ニーズ・社会的ニーズを先取りした研究課題に取り組む。具体的には、第三期中期計画における重点課題として定めた以下の3つの課題について継続的に資源を投入し、調査研究を実施する。

「東アジア経済圏の形成と課題」

「新興国の市場・産業分析」

「開発途上国の比較政治経済分析・国際関係」

中でも、実体面での経済統合に加えて、FTA/EPAの締結など制度面での経済統合が急速に進む東アジアにおいて、顕在化しつつある国内・地域内の経済格差への対応など東アジア経済圏形成に向けた諸問題と成長戦略について多角的に分析する。さらに、新興国の経済成長にとって必要な諸課題、とりわけ開発途上国から中・高所得国へと移行する過程において直面する、環境・省エネ、雇用・社会保障、社会開発、高齢化など人口動態、イノベーションなどの諸課題に重点的に取り組む。

また、中東における民主化による政治の不安定化や、テロの脅威、新興国の台頭による安全保障および国際秩序の変容など、開発途上国の政治や国際関係に重大な影響を与える問題について、国・地域を単位とする分析に加えて、地域や分野を超えた横断的な問題点の整理と的確な分析を提供する。

中期計画期間中に取り組む経常分析研究として、国際産業連関分析やアジア諸国の動向分析等既存の研究プロジェクトを推進するとともに、2013年度はERIAとの共同研究で注目が集まる「次世代経済地理シミュレーションモデル（GSM）」の構築を進め、東アジアにおける経済統合の効果分析等に積極的に活用する。また、高齢化の進展局面が異なる国々が国際貿易・資本移動を通じて互いに恩恵を享受し合うための枠組みの提案を目指す。また各界からのニーズが高い中東・アフリカについて質の高い情報提供を強化し、同地域に関する研究者に情報・研究成果発信のプラットフォームを提供するため、

継続しているラテンアメリカに加えて、アフリカ、中東の2地域のジャーナルの刊行を再開する（ウェブ発信）。

これに加え、UNIDO や USITC 等の国際機関や各国政府機関および地方自治体等と双方の知見を活かした連携研究についても引き続き実施し、政府・産業界・学界等の各層ニーズに幅広く対応する。さらに、国内外に関心の高い緊急発生的な事態に迅速に対応する機動研究を時宜に応じて実施する。

○政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究

最新の学術研究動向の把握、産官学のニーズ把握を踏まえつつ、開発途上国・地域をめぐる現下の情勢認識に基づき、以下の2つの課題を基礎研究の優先テーマに据え、調査研究を実施する。

【経済・環境】

「拡大する新興国・開発途上国経済の発展メカニズムを理解する」

先進国経済が失速し、その回復が遅れる中で、新興国・開発途上国は世界経済の中心舞台となりつつある。グローバル化する世界経済において、開発途上国の企業や経済政策の策定・実施の現場でどのような動きが起きているのか、あるいは資源管理、環境問題などの経済成長の制約要因はどのように作用しているのか、その重要なメカニズムを理解するため、多面的に研究を行う。

【政治・社会】

「政治体制と社会の安定化に向けての諸要因を探る」

開発途上国には権威主義体制下にある国や、体制の変革や急速な社会構造の変動に直面する国があり、成熟した先進国のように政治や社会の変化に柔軟に対処する能力に乏しい国がある。そのような国における政治社会の安定化、不安定化の要因、あるいは社会政策の特色は何か、実証的に探る。

② 研究成果の発信・普及

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに応じた成果の普及を図る。具体的な方針は次の通り。

- 前年度に引き続き、政策立案、ビジネスの企画に研究成果、研究所のリソースを反映させることを目的に、政府・主要企業の中堅幹部、メディア等の政策形成に影響力のある層を対象として、通商政策や経済協力等に関連するテーマについて、双方向で意見交換を行うアジ研フォーラムを開催するとともに、ポリシー・ブリーフの作成等に重点を置く。
- ウェブサイトは、時宜にあったテーマ、内容を念頭に、政策やビジネスにも役立つ視点、分析手法、付加価値の高いデータなどに重点を置きつつ強化してゆく。研究成果を広く普及するための取り組みとして、アクセス可能なコンテンツの拡充を図る。
- また、国内外におけるシンポジウム・講演会等の開催、学会および学術雑誌での論文発

表、出版活動、等を積極的に行う。セミナー・講演会については、大阪での夏期公開講座の実施など国内外各地域および各界のニーズに対応する。国内外の講演会等の開催にあたっては、アジア経済研究所の研究者と本部の調査担当者が共に講師を務めるなど、本部および国内外事務所との連携を強化すると共に、ジェトロが有する広範なネットワークを活用し、機動的に実施できるように連携を強化する。

③研究所図書館

研究所図書館は、開発途上国研究の共通インフラの役割を果たす専門図書館として学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料を収集、整備、提供すると共に、電子媒体による資料・情報の収集も進め、開発途上国資料情報に関する積極的な発信を行う。

また、来館者はもとより、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高めるために、ウェブサイトを通じて貴重資料の電子提供や有用な資料・情報へのアクセス方法の提供など、積極的な情報発信を行うとともに、本部ビジネスライブラリーに設置したサテライトの活用や図書館間相互協力、他館での資料展示等を通じて効果的なPR活動を展開し、図書館の認知度と利用度を向上させる。

さらに、アジア経済研究所出版物デジタルアーカイブ（AIDE）や学術研究リポジトリ（ARRIDE）等の学術情報データベースの拡充を通じて、研究成果の流通強化に貢献する。

④研究ネットワーク構築・人材育成

研究所の調査研究活動の一環として、開発途上国の経済・社会・政治等諸事情の把握及び経済学等の理論の修得等を行い、研究水準の向上、研究ネットワークの構築・拡大、研究所の認知度向上を図るため、途上国地域の研究機関・大学並びに、欧米等の開発途上国研究機関へ研究者を海外研究者として派遣する。さらに優れた業績を有する途上国地域研究・開発研究の専門家を海外客員研究者・開発専門家等として招聘する。

また、研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献の一環として、理論と実践能力を兼ね備えた日本人開発専門家の国際機関等への輩出、およびアジア地域の開発途上国の行政機関または公的機関の人材育成、そしてこれら機関とのネットワーク構築を目的に、開発スクール(アイデアス：IDE Advanced School)を運営する。

⑤ERIA 支援事業

ERIA（「Economic Research Institute for ASEAN and East Asia：東アジア・アセアン経済研究センター」）は、東アジア経済統合推進に貢献する政策研究・政策提言を行うことを目的に、日本のイニシアティブのもと、東アジアサミット参加16カ国が共同で2008年6月に設立した国際機関である。アジア経済研究所はERIA支援室と共に、ERIA、経済

産業省、本部海外調査部、海外事務所（特にバンコク）等と連携し、15 カ国の研究機関ネットワークを活用して、アジア経済圏の一体的な発展と日本の成長に貢献することを目的とした各種事業を実施する。

⑥競争的資金の獲得

研究所の研究を充実させるための新たな財源として、研究蓄積と研究者の集積を活用し、国際機関・政府機関等からの受託研究や、科学研究費助成事業などの競争的資金を獲得し、財源の多様化を図る。

⑦ 研究マネジメント機能の強化

内外の各分野における最先端の情報収集を積極的に行い、そこから抽出されるニーズを踏まえた戦略的な研究事業を企画・実施し、各界に裨益する最先端の研究成果・情報を機動的に発信するため、研究マネジメント機能を強化する。

⑧ 研究部門と調査、事業部門との連携強化

研究所と調査、事業部門、海外事務所等が連携を強化し、研究、成果普及等の事業の拡充を図りシナジー効果を高めるための取り組みを行う。また、管理的業務等の効率化のための取り組みも一層推進する。

◎成果指標

こうした活動により、二国間のみならず多国間のFTA・EPAなど我が国の通商政策に寄与した事例や相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言をした事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。研究成果（論文を含む）のダウンロード数は260万件以上を目標とする。また、政策担当者等への研究成果のブリーフィング件数は100件以上を目標とする。また事業の質をモニターするため、セミナー、シンポジウム等の参加者等に対して、また研究図書館の利用者、および開発スクール（IDEAS）の受講者に対して、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

●途上国のビジネス開発支援等

1. 途上国のビジネス開発支援等（途上国貿易開発）

（1）基本方針

日本が世界の中で経済規模に見合う役割を果たすことが国益に適うことであり、中長

期的にも ODA 予算による途上国支援事業は重要である。この観点からジェトロは、EPA 取り決めや途上国政府からの要望等に応じ、途上国産業の育成に向けた支援を継続していく。

こうした途上国ビジネス開発支援による成果は、当該海外事務所および本部を通じ、広く当該国政府首脳、財界要人、在京大使等に広報する。

- ① TICADV フォローアップの観点から、アフリカに対しては、重点的に産業育成支援を展開する。日本企業からの調達ニーズを踏まえ、対日輸出に向けた産業育成支援事業を実施する。また、官民連携の下、アフリカ製品の対日輸出と日本企業の調達先多角化の両立を求める実証事業も実施する。
- ② その他の地域については、経済連携協定や政府間合意および相手国政府要請に基づくビジネス開発支援事業を実施する。

(2) 活動方針

① TICADVに向けた取り組み/TICADVフォローアップ

- ・ TICADVフォローアップとして実施してきたアフリカ諸国の産業育成支援や、日本企業による開発輸入企画実証の事業成果を、TICADV公式イベントである「アフリカン・フェア」の場において普及・紹介する。
- ・ TICADV以降も引き続き、専門家派遣、ビジネスマン受入れ等を通じ、南部アフリカ「化粧品産業」、東アフリカ「コーヒー産業」、東アフリカ「エッセンシャルオイル産業」、西アフリカ「機能性食品産業」、エジプト「ガラス・ファブリック産業」等の育成支援事業を実施。またアビジャン事務所再開に伴い、2013年度には、コートジボワールを中心とした西アフリカ地域の「食品産業」育成支援事業を新たに実施する。
- ・ TICADV以降も引き続き、公募により民間企業のアフリカ製品の調達（＝アフリカ製品の対日輸出）を支援する開発輸入企画実証事業も継続する。

②その他の経済連携協定や政府間合意、相手国政府要請に基づく支援事業

- ・ 日越経済連携協定に基づき、ベトナムの裾野産業育成を目的に逆見本市を展開する。日尼経済連携協定に基づく支援事業については、今後の支援対象業種等を当該国・関係機関と協議の上確定し、実施していく。
- ・ 日メコン行動計画に基づき、ミャンマーの加工食品産業育成支援に向けた専門家派遣、カンボジアの一村一品展示会支援に向けた専門家派遣と政府関係者招聘、ラオスの伝統工芸産業育成支援に向けた専門家派遣を行う。
- ・ 日タイ両国の政府間合意に基づき、タイ洪水復興支援として2012年度より実施した日タイ企業間の協業事業を継続し、ライフスタイル分野等において新製品を日タイ協業で開発、第3国市場に展開することを模索する。

- ・ 中南米、中東、中央アジアにおいては、当該国政府からの要望を踏まえ、引き続き、ペルー「一村一品対日輸出」、イラン「パッケージング産業」、パレスチナ「スキンケア産業」、ヨルダン「スパビジネス産業」、カザフスタン「対日輸出産品」の育成支援事業を実施する。
- ・ アジア貿易振興機関フォーラム（ATPF）については、2012年度から新たに取り組んでいるグローバル人材育成、地域間産業交流等の協力案件の推進と、相互投資促進に向けた連携を模索すべく、事務レベル会合を開催する。

2. 途上国のビジネス開発支援等（展示事業）

（1）基本方針

- ① 貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、途上国の自立的で持続的な経済成長への寄与を目的とし、かつ日本企業の貿易や投資活動の円滑化や調達先の多様化への裨益をも目指し、日本との貿易、ビジネスを促進し、日本と途上国との Win-Win 関係の構築につながる支援事業を実施する。
- ② 具体的には、国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（TICADV（第5回アフリカ開発会議）や日本・アラブ経済フォーラムにおける併催イベントの実施やそのフォローアップ、等）を実施することとし、日本企業への具体的なビジネス機会提供のための展示商談会を実施する。

（2）活動方針

- ① 2013年6月に開催される TICADV 公式イベントとしての「アフリカン・フェア」を、関係機関等と連携しつつ、実施する。
- ② 我が国提案の「開発イニシアティブ」を契機とした、国内に既に輸入されているアフリカ等開発途上国産品の紹介ツール及び他部事業にて開発された商品の実証事業的な販売促進の取り組みとしての「一村一品マーケット」空港展事業を広く紹介することにより、産品を提供している開発途上国の政府等並びに日本の消費者にジェトロの具体的取り組み状況を強くアピールし、認知度向上を図る。また、2013年度後半に想定される店舗移転に係る業務を確実に行う。
- ③ 2013年度中に開催予定の「日本・アラブ経済フォーラム」の公式併催イベントとしての「アラブビジネス・フェア」を、関係機関等と連携しつつ、実施する。
- ④ 開発途上国等の産品開発と経済開発を目的とする特別展示会の開催等を、相手国政府からの要請にもとづき実施する。

◎成果指標

こうした活動により、国際的な合意事項や二国間・多国間の約束事項及び我が国もしくは

相手国政府からの特段の要請に基づいた事業を実施した事例や途上国における我が国企業のビジネス環境整備やビジネス開発につながった事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、事業の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを旨とする。

●情報発信

1. 情報発信（海外調査）

（1）基本方針

- ① ジェトロは、諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、諸外国で幅広い人脈を形成した上で、日本の魅力・貢献・立場を中心とするメッセージを発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。また、東日本大震災後の日本の復興状況など日本経済の強みや底力を示す事例をはじめ、日本の魅力・貢献・立場を中心とするメッセージを、英文により発信してゆく。
- ② FTA・EPA等我が国の通商政策にかかわる情報を的確かつ迅速に域内の政府・産業界関係者などに対し発信してゆく。アジア各国、欧米等においては、我が国のアジア太平洋広域経済圏形成における日本の立場・貢献と、そのプレゼンスを各国政府・産業界に対し情報発信してゆく。
- ③ 「日アセアン経済統合支援事業」や「日メコン産業政策対話」を開催し、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に貢献する。
- ④ TICADV（第5回アフリカ開発会議）に合わせて「アフリカ・シンポジウム」を開催し、日本企業とアフリカ企業とのビジネス・アライアンスのさらなる発展の可能性を探る。

（2）活動方針

- ① アジア太平洋広域経済圏形成における日本の立場・貢献について、2013年5月に米国・ワシントンDCおよびシカゴで開催予定の「アジア太平洋広域経済圏セミナー」や、日本やアジア・太平洋地域でのセミナー・シンポジウムを通じ、欧米等先進国およびアジア等において情報発信を強化する。
- ② 東日本大震災後の日本の復興状況など日本経済の強みや底力を示す事例については、映像を含めながら、ウェブサイトなどを通じて引き続き情報発信する。
- ③ 「日アセアン経済統合支援事業」では、在ASEAN日本商工会議所・商工会トップが日系企業の抱える課題や要望をASEAN各国の経済大臣やASEAN事務局へ伝えるために対話の場を引き続き設ける。また、「日メコン産業政策対話」を通じメコン地域の事業環

境改善、持続的発展に資する。

- ④ 情報収集・分析結果の英文化による情報発信の充実化を図る。英文化する対象は、我が国の EPA・FTA 戦略、わが国企業の国際展開など従来の東アジア経済圏に加え、BRICS 及び他の新興国等、広範な地域を対象とする。
- ⑤ 海外事務所においては、政府首脳、政策立案に影響のあるエコノミスト・研究者、マスコミ関係者、ビジネスリーダー等の人的ネットワークを構築・拡充し、情報発信に努める。また、情報収集・分析結果、事業成果を有効に活用し、セミナーや記者との面談などを通じた情報発信を行う。
- ⑥ グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合などに理事長・副理事長を始めとする役員等が参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。
- ⑦ TICADV の開催に合わせて 2013 年 5 月に、「アフリカ・シンポジウム」を途上国貿易開発部と連携して開催し、対アフリカビジネスに取り組む我が国企業の活動内容等について紹介し、そのビジネス展開のさらなる拡大、深化に向けたメッセージを発信する。また、我が国企業のアフリカビジネスをサポートする観点から、ウェブサイト上に設置したアフリカに関する特設ページにおいて、ビジネス関連情報の発信を強化する。
- ⑧ セミナーへの集客や商談会でのマッチング等、中国での事業展開をより効率的に行うことを目的に、中国語版ウェブサイトを作成する。

2. 情報発信（展示事業）

（1）基本方針

- ① 国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援し、2015 年 5 月から開催されるミラノ国際博覧会において、地球人口の増大に伴う食料確保と貧困・飢餓の問題、食の安全・安心の確保、食料廃棄や肥満の問題など、世界的な食料や農業の問題に対する我が国の貢献のあり方等を提示し、またわが国の農水産品・食品および食文化のアピールを行うことにより、これら関連製品の輸出促進に貢献すべく、万全の体制にて準備を進める。
- ② 我が国企業、とりわけ中小企業の事業環境が大きく変化している中、海外市場へ活路を見出そうとする中小企業に対して、世界の展示会情報を提供する。

（2）活動方針

① ミラノ国際博覧会（受託）

「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに 2015 年 5 月から開催予定のミラノ国際博覧会にて、閣議了解による参加機関として日本館を確実に設置・運営すべく、経済産業省や農林水産省等と連携し、円滑に準備を行う。また、各種検査、契約手続き、

経理処理を関係部署の協力を得ながら適切に処理する。

② 見本市情報整備（J-messe）事業【官民競争入札等対象事業】

見本市・展示会情報のポータルサイト（J-messe）を運営し、国内の中小企業等に対して海外見本市等の効果的且つ丁寧な情報提供、国内で開催される見本市等に関する海外への情報発信を通じて、内外の展示会への有望な出展者、来場者双方の参加促進を支援する。また、ウェブサイトのコンテンツ充実など中小企業等の利便性向上に努める。

◎成果指標

こうした活動により、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与した事例や、国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援した事例などを通じて、事業の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

組織として、限られた資源を有効に活用するという観点から、それぞれの業務に対応するわかりやすく、説得性のある明確なアウトカム指標を設定するなどPDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者のニーズのよりの確な把握、サービス未利用者へのアプローチ（機構の行っている取組への理解促進及び周知）を通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取組みを進めていく。

【1】 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、これまでの効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、客観的かつ具体的な目標を示し、一層質が高く、効率的な業務運営を図っていくこととする。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、対応するものとする。

【2】 費用対効果の分析への取組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を

事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげていく。その際、中期計画期間中においても、環境変化に対応し、成果指標などの見直しも併せて行うこととする。

【3】柔軟かつ機動的な組織運営

より効率的な事業実施が可能となるような組織設計に加えて、調査・研究部門、事業部門との連携強化を図ることで、シナジー効果をより一層高めるための取り組みを引き続き行う。また、国内・海外の広範なネットワークを活用し、国内各地域の情報・ニーズを海外に、海外の情報・ニーズを国内各地域に迅速、的確に伝えるシームレスなサービスを提供していく。

貿易情報センターについては、自治体、関係機関と連携し、中小企業を中心とする域内企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。これにあたっては過去の行革決定事項を踏まえつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と共用化等施設の効率利用や連携促進にも取り組んでいく。

海外事務所については、我が国企業の関心、ニーズの変化を踏まえ、ジェトロによるサポートの必要性が高まっている新興国の拠点強化する観点からの見直しを継続する。また、これまでの行革決定事項や政府の方針を踏まえ、他法人等との近接化など施設の効率利用や連携促進を行う。

【4】民間委託（外部委託）の拡大等

人事・給与等、物品調達などの各業務について、情報システムの統一化を進めるとともに入札等による外部委託を推進し、業務の仕様化・マニュアル化を通じて安定した運用と効率化を図る。また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上と経費削減の一層の推進を図る。

【5】随意契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日付閣議決定）を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか契約監視委員会等を活用しながら検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図る。

【6】業務・システムの最適化

顧客の多様なニーズを積極的に拾い上げ、内外のネットワークを活用しながら、調査、貿易相談から商談成約までの確にサービスを提供するため、本格運用している顧客システムと新設する企業カルテを連動させることで、顧客情報を効率的に管理するとともに、各事業部の更なる連携強化を図る。

また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府

省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「第2次情報セキュリティ計画」（平成21年2月9日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針に則り、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施する。情報システムの利用状況の把握、分析に基づき情報セキュリティを確保しつつ、機構内外の利用者の利便性の向上を図り、事業・業務の高度化・効率化に資することとする。本部とアジア経済研究所の共通システム基盤の導入を行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

【1】自己収入拡大への取組

第一期及び第二期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第二期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、セミナーの開催、展示会・商談会の開催、個別商談の支援等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地方自治体、民間企業等からの委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種リソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じ、受託を目指していく。

【2】決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

【3】資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について不断に見直しを行う。また、保有資産を把握し、保有し続ける必要があるか厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

職員住宅について、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24

年12月14日行政改革担当大臣) に基いて決定された戸数の削減を進める。

IV. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

V. 短期借入金の限度額

6, 225百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。

VI. 重要な財産の処分等に関する計画

機構の保有する研修施設や所期の目的を達成し廃止した事業に係る施設の効率化を図るべく、以下の財産の処分を進める。

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(愛媛) (愛媛県松山市大可賀)

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野)

VII. 剰余金の使途

- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施 (新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施
- ・ 緊急な政策要請に対応する事業の実施
- ・ 職員教育の充実・就労環境改善
- ・ 外部環境の変化への対応

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

【1】施設・設備に関する計画

なし

【2】人事に関する計画

(1) 効果的かつ効率的な業務運営のために下記の4点を行う。

- 人員の適正配置を図る。具体的には、管理部門を中心に人員の抑制を図り、より一層国内外事務所に人的リソースを配分する。
- 即戦力になる人材を確保するため、必要な知識、経験を有する外部人材の活用を含め、所要の人員を確保する。また、有期のプロジェクトや専門性の高い職務等について有期の雇用契約による人材を活用する。
- 働き方の多様化に対応するため、人事施策の見直しを検討する。
- 職員の安全、健全、健康維持のための対応を引き続き進める。

(2) 職員の能力の更なる向上

業務内容の高度化及び専門化に対応するため、採用を始め、研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。また、職員のキャリア開発を行う仕組みを整え、最適配置およびモチベーション向上から組織の活性化を目指す。

具体的には下記のとおり。

- 中小企業の輸出促進・海外進出支援、対日投資の促進等を遂行する上で、ジェトロ職員が共通基盤として持ち合わせる事が望ましい語学力、貿易・投資実務、財務会計、広報マーケティングに係る知識、組織運営に必要なマネジメント知識を研修等を通して習得させる。
- 幅広い知識や視点を持つ職員を育成するため、外部との人事交流を進める。
- 研究職員については、開発途上国・地域の現地に軸足を置いた地域研究、計量的実証分析に基づく開発研究を実施するため、現地語研修、海外研究員派遣等を通じて能力向上を図る。
- キャリア開発については、職員のキャリアプランを確認するとともに、スキル、経験、適性等のデータを整備することで最適配置を目指しモチベーション向上を図る。
- 評価の高い職員の行動パターンを分析し、その結果を共有化し、気づきを与えることで、職員のより一層の成長を促す。

【3】積立金の処分

なし

【4】中期目標期間を超える債務負担

なし

以 上

○予算（平成 25 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	21,348
国庫補助金収入	3,220
受託収入	2,384
うち国からの受託収入	1,214
うちその他からの受託収入	1,170
業務収入	3,180
その他の収入	89
計	30,221
支出	
業務経費	26,372
受託経費	2,205
一般管理費	1,644
計	30,221

○収支計画（平成 25 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	30,319
經常費用	30,315
業務経費	26,052
受託業務費	2,205
一般管理費	1,580
減価償却費	478
財務費用	4
臨時損失	0
収益の部	30,310
運営費交付金収益	21,155
国庫補助金収入	3,220
国からの受託収入	1,214
その他からの受託収入	1,170
業務収入	3,180
その他の収入	89
資産見返負債戻入	281
財務収益	0
臨時収益	0
純損失	△ 9
目的積立金取崩額	7
総損失	△ 2

○資金計画（平成 24 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	37,885
業務活動による支出	30,001
業務経費	25,994
受託業務費	2,205
その他の支出	1,802
投資活動による支出	194
財務活動による支出	186
翌年度への繰越金	7,504
資金収入	37,885
業務活動による収入	30,221
運営費交付金による収入	21,348
国庫補助金による収入	3,220
国からの受託収入	1,214
その他からの受託収入	1,170
業務収入	3,180
その他の収入	89
投資活動による収入	6,720
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	944